

「地域のヨーロッパ」の再検討(2)

——ドイツ・ネーデルラント国境地域に即して——

渡辺 尚

Ⅲ. ドイツ・ネーデルラント関係の修復

(1) 二次大戦後の初期条件

これまでの歴史的概観でほぼ確かめられたことは、戦後西ドイツと隣接9ヵ国との二国間関係において、東ドイツとチェコスロバキアを除きもっとも厳しい緊張がもっとも遅くまで残ったのが、対ネーデルラント関係であったことである。他方で、ヨーロッパ統合政策の展開と並行して、「国境を越える協力」(CBC=cross-border cooperation; grenzüberschreitende Zusammenarbeit; grensoverschrijdende samenwerking)の先鞭をつけたのも、ほかならぬドイツ・ネーデルラント国境に沿う諸地域であった。国家間の統合を「上からの統合」とすれば、自治体間の統合は「下からの統合」と呼ぶことができ、戦後西ヨーロッパ統合が双方向ベクトルでもって進展し始めたことは注目に値する。EECと最初のCBC組織であるEUREGIOとの発足がともに1958年であったことは、単なる偶然と言い切れまい。これ以後1970年代までに、567kmにおよぶドイツ・ネーデルラント国境を挟み、五つのCBC組織が部分的に重なり合いながら隙間なく櫛比するに至った。しかも、三つがEUREGIOを做ってEuregioを名称の一部に取り入れたため、CBCの基本形態がエウレギオ(euregio)と総称されるに至ったのである¹⁾。それでは、険悪な関係が続いていたドイツ・ネーデルラント間で、なぜ国境を挟む協力の動きが他地域に先行して始まったのか。両国関係の独自性を生み出す歴史的諸条件を検討するために、この問いは索緒的意義を持つものであろう。

すでに確認したようにたしかに、ライン河の河口を扼してヨーロッパ大陸最大の物流基地を形成しているネーデルラントの経済再建にとり、伝統的な後背地である西部ドイツとの物流関係の復活が最優先されるべき喫緊の課題であったことは、言うをまたない。また、東部国境が山岳や河川等によって形成される自然国境でなく、平地部に引かれた政治的境界にすぎないことが、ネーデルラント人に対独警戒心を解かせない要因の一つであったことも挙げられよう²⁾。ネーデルラントにとり東部国境で接するドイツは、西部海岸線で接する北海に比されるべきときに猛威を振るう巨大な隣人なのであり、後者の脅威は堤防建設により克服できても、前者に対してはその術がないのである³⁾。5年に及ぶ占領からようやく解放されはしたものの、フランスと違い小国であるがゆえにドイツ占領に直接関与できず、ドイツ軍国主

義復活の防止策を他国に頼むほかなかったネーデルラントにとり、地勢的に「堤防」を築くことが不可能な東部国境では、むしろ国境の溝をできるだけ浅くして国境の両側の一体化を図り、ここを事実上の緩衝地帯にする方が、安全保障上得策であると思なされたとしても不思議でない。ネーデルラント東部の住民の間で伝統的に比較的反独感情が弱かったことも⁴⁾、このような動きを容易にした一要因であっただろう。

しかし、このような構造的条件のほかに、二次大戦終了直後の時代状況がネーデルラントの対西ドイツ再接近を促す要因として働いていたことも看過できない。そのうちとくに重要と思われるのは、ブリテンによるルール占領およびネーデルラント領インド（今日のインドネシア）の独立である。

①ブリテンのルール占領

これまで戦後ドイツ占領政策史の研究は、米英ソ仏４大国間の対抗・連携関係の分析に焦点が合わせられてきたため、ブリテンがネーデルラントに隣接する最重要の後背地であるラインラント・ベストファーレンを中核とする西・北ドイツを占領地区としたことが、ネーデルラントにどのような影響を及ぼしたのかという問題関心は、英語・独語文献でみるかぎり稀薄であったようである。この問題においては、なぜブリテンが西・北ドイツを自らの占領地区にしようとしたかでなく、なぜブリテンがそれに成功しえたのが論点となる。というのは、「ライヒの兵器廠」とみなされたルール工業地域を擁するドイツ西・北部を自らの占領地区として確保することは、当初アメリカにとり自明のことであったからである。ところが、占領地区選定をアメリカより早くから、かつより周到に練ってきたブリテンは、1944年9月11～16日ケベックで行われたロウズベルト・チャーチルの二回目の会談で、西・北部を自己の占領地区とする案をアメリカに飲ませることに成功した⁵⁾。もっとも、ブリテンは自己の占領地区をもてあまし、それをアメリカは辛辣な眼で傍観していたようである。このことは、1946年12月2日に発足した統合経済地区（Vereinigtes Wirtschaftsgebiet、いわゆる Bizone）の費用負担をめぐり、直前の11月ワシントンで行われた交渉で、占領費用負担過重に喘ぐブリテンがアメリカの大幅な負担引受けを要請したところ、ブリテンが占領地区の交換に応ずるなら過半の負担を引き受けるとアメリカが応じたことから窺われる⁶⁾。もちろんブリテンは拒否したが、統合経済地区成立がブリテンのルール占領・管理にアメリカが直接干渉する道を開いたことは事実である。

ブリテンがルール地域を含む西・北ドイツを占領地区としたことは、ネーデルラントにとりさしあたり不利に作用した。その第一は、労働党政権下のブリテンが1946年11月にルール石炭鉱業・鉄鋼業の公有化（「社会化」*Sozialisierung*）政策に踏み切ったことである。これはルール地域に対する投下資本の接収を恐れたネーデルラントをはじめ、フランス、ベルギー、ルクセンブルクからの激しい抗議を惹き起こした。結局アメリカが介入し、1947年8～

9月ワシントンで開催された「石炭会議」で、ブリテンは「社会化」構想の棚上げを余儀なくされ、1948年11月10日発効の統合経済地区法律第75号により、石炭・鉄鋼業の所有権の確定は自由な選挙によって成立するドイツ政府の決定に任されることになった⁷⁾。

第二に、ブリテンはフランスのように安全保障政策上の関心からでなく、すぐれて貿易政策上の関心からルール占領に当たったことである。石炭資源に富み産業構造が相似的なドイツ経済はブリテンからみれば世界市場をめぐる強力な競争相手であり、したがって、ルール鉱工業の再建をブリテンの輸出市場を侵食しない限度に抑えることに、占領政策の重点が置かれたという認識で、先行研究はほぼ一致している⁸⁾。しかし、膨大な食料需要発生源であるルールの占領統治は予想を超える費用を要し、よってこれを賄うためにルール鉱工業製品の輸出促進を図らざるをえなかったことは、ブリテンのルール占領統治に潜む根本的矛盾であった。この矛盾を孕んだブリテンのルール占領政策がネーデルラントにどのような作用を及ぼしたかは、まだあまり解明されていないようである。したがって、当面は断片的な状況証拠を積み重ねるほかない。

まず注目されるべきことは、1947年6月にアメリカのマーシャル国務長官が提唱したヨーロッパ復興計画がルール石炭・鉄鋼業の活用を必要条件としたことを機に、フランスの対ルール姿勢が軟化するという状況変動に直面して、ネーデルラントがベルギー、ルクセンブルクと共同でルールの国際管理を要求する覚書を西側占領国に送ったことである。ネーデルラントの動きが結局、ドイツ連邦共和国基本法の公布（1949年5月23日、翌24日発効）の直前4月28日に、3占領国にベネルクス3国を加えた6ヵ国の間で署名されたルール規約に結実したこと⁹⁾、ルール規約によってデュセルドルフに設置された国際ルール庁（International Ruhr Authority）の主たる機能が、ルール炭の西ドイツ国内消費分と輸出分との配分比率の決定、監視にあったことを考量するならば¹⁰⁾、ブリテンのルール占領政策が隣接地域ネーデルラントへのルール炭の安定供給を保証するものでなく、したがってこれに後者が強い不満を持っていたことが逆推されるのである。

さらに、ブリテン炭とルール炭との競合市場であったネーデルラント¹¹⁾へのルール炭の供給にブリテンが事実上の制約を設け、またブリテン占領地区への食料輸入がネーデルラント経由でなく北海諸港（ハンブルク、プレーメン、エムデン）経由となるよう政策的に誘導したことを、次の事例が示唆している。すなわち、1949年1月20日いわゆる「ライン会議所連盟」（Rheinkammerunion）創設を呼びかけるためにケルン大学で講演をした、当時のゾイトホルント商工会議所会頭カーレル・ボウル・ファン・デル・マンデレ（Karel Paul van der Mandele）の訴求は、明らかにネーデルラントのブリテン占領行政に対する批判的立場からのものであった。彼は次のように言う。「ブリテンは西・北ドイツの占領地区を行政的に単一のものとして統治している。ブリテン占領地区内の地域的差異は他の西側占領地区におけるようには重視されていない。このような政策は、たとえ意図的でないにしても、[ブリテン占

領地区の] ニーダーライン地域に経済的な不利なドイツの北海沿い地域との関係を強いることにより、前者とライン河口地域[ネーデルラント]との自生的な相互依存関係の復元を妨げずにおくまい。」¹²⁾ 事実、西部ドイツ・ネーデルラント貿易が戦後の低迷を脱しえたのは、ドイツ連邦共和国が成立して主権を大幅に回復した1949年以降のことである¹³⁾。

ここでファン・デル・マンデレは慎重に、「意図的でないにしても」という外交的辞令を挿入しているが、ブリテン占領軍政府が占領地区の貿易にかかる物流基軸を、ルール地域－ネーデルラントからルール地域－ハンブルクに変える政策を意図的にとったことは十分にありうることである。なぜなら、ドイツ諸地域のなかでも歴史的にとくにブリテンと関係が深く、占領統治の最大の拠点でもある北部ドイツ・ハンブルクの中心地機能を高めることに較べれば、ライン河軸による西部ドイツ・ネーデルラント関係の修復の優先度はブリテンにとり低かったに違いないからである。というよりも、ネーデルラントはブリテンの通商政策的観点から、ルール占領期間中にブリテンの市場として確保する条件を整えるべき地域と目されていたに違いない。他方でハンブルクは、ソ連占領地区と西側占領地区との境界がエルベ河を分断したため、後背地であるエルベ河中・上流部のベルリン、ザクセンと切り離されてしまった。エルベ河運がドイツ経済の大動脈としての機能を失った現状を鑑みて、ブリテン占領軍政府がハンブルクにエルベで失ったものをルールである程度取り返させてやり、もって占領統治の実を上げようとしたことはむしろ当然であったと言うべきであろう。

ここで石炭輸送の主要な担い手であったライン河運とブリテンとの関係にも触れておこう。連合国の空爆が鉱工業施設でなく、輸送路と大都市とに集中したことは周知の事実である。終戦時、ブリテン占領地区となったライン河区間、バート・ホネフからネーデルラント国境に至るまでの約220kmの区間で、19本の橋が破壊され、1665隻の船が沈められていたという。1945年5月に西側占領軍政府代表から構成されるライン航行庁(Rhine Navigation Agency)が設置され、水路に横たわる障害物の除去に当たった。RNA解散の後ブリテン占領地区には「ブリテン・ライン河輸送管理」(British Rhine Transport Control)がデュースブルクに設立され、これにはフランス、ベルギー、ネーデルラントの代表も加わった。1945年9月コーブレンツ・ロッテルダム間でベルギー、ネーデルラント籍船の航行が再開された。終戦当時、名目的にはライン河航行中央委員会(CCNR)がまだ存続していたが、ドイツが脱けて機能麻痺に陥っていたため、応急措置として1945年8月に米英両占領軍政府、フランス、ベルギー、ネーデルラントが「ライン河臨時作業委員会」(Rhine Interim Working Committee)を設置した。この過度的段階を経て、ようやくCCNRが二次大戦後活動を再開したのは1945年11月20日のことである。1950年4月に西ドイツがCCNRに復帰し、1964年12月にアメリカが脱退した¹⁴⁾。

ところがブリテンが脱退したのは実に1993年12月で、ベルサイユ条約により1919年にCCNRに加盟して以来75年後に、ブリテンはようやくライン河管理から完全に手を退いたこ

となる¹⁵⁾。CCNR の加盟国であり続けたとしても、ヨーロッパ大陸諸国の産業・物流政策の展開にブリテンが何らかの影響を及ぼしえたわけではなかろう。しかし、少なくとも 1973 年の EC 加盟までは、ブリテンにとりヨーロッパ大陸の物流情報を収集するための貴重なアンテナであったに違いない。

皮肉なことに、ブリテン占領軍政府によるハンブルク経済への梃子入れが事実あったとしても、それは東西冷戦構造のもとで効を奏するはずもなかった。1952 年に発足した ECSC の枠組みの中で、ネーデルラントは西ドイツと単一市場を形成し、続いて 1955 年に西ドイツが主権を回復した後は、ライン河がフランスおよびネーデルラントと西ドイツとの経済的和解を担保する、西ヨーロッパ統合の軸機能を発揮するに至ったからである。そのため河口のロッテルダムが、ヨーロッパ最大の海港として長期にわたる繁栄を謳歌した反面で、ドイツ最大の海港ハンブルクは、1990 年の両ドイツ統一により中部ドイツが後背地としての位置に復帰するまで、長期経済停滞を余儀なくされたのである。

②インドネシアの独立

時代状況の第二として挙げられるべきは、前出の表 1 に載せたインドネシア独立が、ネーデルラント経済の復興に厳しい制動をかけたことである。ネーデルラントにとり遠隔の東インド (Nederlandsch-Indië) は隣接後背地ドイツと並ぶ生命線であり、ブリテンにとってのインドに相当する国富の蓄積基盤であった¹⁶⁾。したがって、日本の敗戦直後に独立宣言を発したインドネシアの独立運動を、ネーデルラントはインドの独立を恐れるブリテンの支援を受けて圧殺にかかった。アメリカを中心とする国際世論の批判を受けて、ネーデルラントは新生インドネシアと 1946 年 11 月 15 日にリンガジャティ仮協定 (1947 年 3 月 25 日に本署名)、1948 年 1 月 17 日にレンビル協定を締結し停戦に応じたものの、そのつど協定を一方的に破棄し、執拗にインドネシア再植民地化を狙う軍事行動 (いわゆる「警察行動」*politie acties*) を続けたのである。結局 1949 年 8 月 23 日～11 月 2 日の 2 ヶ月以上に及ぶデン・ハーヘ円卓会議の結果、インドネシアに主権を譲渡する協定の締結に至り、同年 12 月 27 日に協定が発効してインドネシア連邦共和国が成立した。この協定にはまだ、一足先に独立したインドが英連合 (the Commonwealth) にとどまった先例に倣ったと思われる、ユリアナ女王を元首とするネーデルラント・インドネシア連合の創設という、ネーデルラントへの譲歩条項が含まれていた。しかし、西イリアン問題の先鋭化を契機に 1956 年 3 月 3 日インドネシアはデン・ハーヘ協定を破棄し、1960 年 8 月 17 日にネーデルラントと国交を断絶するまでに至った。かくてネーデルラントは、17 世紀初以来 350 年間植民地支配を続けてきた東南アジアからの完全撤退を余儀なくされたのである¹⁷⁾。

ネーデルラントの対インドネシア作戦を当初ブリテンが支援した理由は (1947 年 8 月 15 日に、インドが独立を達成するしばらく前、リンガジャティ仮協定締結の直後 1946 年 11 月 30

日に、英軍はインドネシアから撤退した）、アジアに広大な植民地を持った両国の利害状況の共通性であったことは疑いを入れない。しかしそれにとどまらず、ブリテンの西・北ドイツ占領政策に対するネーデルラントの批判を和らげる思惑もブリテン側に働いていたであろう。ともあれ、ブリテンのルール占領政策が結局アメリカの主導権への屈服に終わったように、アジアでもネーデルラント支援策はアメリカの圧力の前に挫折したのである。ネーデルラントは国連安全保障理事会で非難決議を受けた最初の国の一つとなり、アメリカはマーシャル計画を、ネーデルラント政府に植民地支配を終わらせ、インドネシアから撤退させる圧力手段として利用したという¹⁸⁾。

この状況変動がネーデルラントに及ぼした影響は地域によって異なり、とりわけ東部国境地域オーフェルエイセル県のトゥエンテが打撃を受けたことが、注目に値する。ネーデルラントの工業化は19世紀末に始まり、その主導部門は綿工業を中心とする繊維工業とこれに関連する金属加工業で、それはドイツ国境に近接するトゥエンテに集中していた。トゥエンテ綿工業の主軸は製織業であり、その代表的製品であるキャリコや太糸生地（*doek* - ブックの語源）の主たる市場が東インド植民地にほかならなかった¹⁹⁾。1890年代に繊維工業製品の45%が東インド植民地向けであり、1900年代に入っても40%の水準を維持したという。1913年に東インド植民地の輸入総額の44%が本国からの輸入であったのに対して、後者の輸出総額に占める前者向けの比率は11%であった。したがって、ネーデルラント経済総体にとり東インド植民地は主要市場の一つに過ぎなかったと言えようが、トゥエンテ綿工業にとって東インド植民地市場の確保は死活的意義を持っていたと見るべきであろう。

一次大戦前の事情は大戦間期にもあてはまる²⁰⁾。1930年代各国が競って保護主義の強化に向かう情勢のなかで、ネーデルラントも東インド植民地との排他的経済関係を強めたが、これはとくに本国工業のための市場確保を狙いとしていた。すなわち、東インド政庁の輸入割当制度の導入は、安価な日本製品の流入に対するトゥエンテ綿工業の保護を主目的とするものであった。また、1914年のネーデルラントの対外直接投資累計額に占める東インド植民地向けのその比率は75%に上ったが、大戦間期にこの比率が低下してブリテン、フランス、ベルギーとは対照的な傾向を見せた。とはいえ、1938年になお60%、1947年に至っても48%を占めており、本国に対する東インド植民地の経済的意義が大幅に低下したわけではけっしてない²¹⁾。かりにそうであるとすれば、植民地再獲得を狙って執拗に繰り返された「警察行動」は、打算にたけたネーデルラントの政策としてはおよそ理解に苦しむものになるであろう。

以上の概観から、最初の国境を越える協力組織 *EUREGIO* のネーデルラント側地域、トゥエンテが、大戦間期以来、最大の市場東インド植民地で日本製品の競争圧力に直面し、戦後インドネシア独立により致命的な痛手を被ったことも明らかになった。「下からの統合」がまずこの地で始まったことは、ドイツ・ネーデルラント関係一般の構造特性に帰せられない固

有の地域的要因が働いていたのである。

以上、①と②とを考量すると、1949年にヨーロッパにおけるドイツ連邦共和国の成立に続き、アジアにおいてインドネシアが独立を達成したことが、ネーデルラントに新しい対西ドイツ関係の構築を迫るものであったことが理解される。巨大な隣人の復活はネーデルラントの安全保障に新しい影を落とすものであったが、西ドイツの成立に先立って発効したルール規約および集団安全保障条約の署名（北大西洋条約 1949 年 4 月 4 日、8 月 24 日発効、NATO の成立）は、ネーデルラントの対西ドイツ不安をかなり軽減する効果を及ぼした。他方で、1949年に西ドイツの輸入が大幅に自由化され、引き続き 1950 年 9 月にヨーロッパ復興計画の一環としてヨーロッパ支払同盟（European Payments Union）が設立されると、ネーデルラントの対西ドイツ輸出は激増した²²⁾。最大の海外領土を失った上に「奇跡の復興」を遂げつつある西ドイツの威圧を受け始める一方で、「奇跡の復興」の恩恵に最も与ることができたことは、ネーデルラントをドイツ軍による 5 年に及ぶ占領のトラウマが癒えないまま、西ドイツとの経済関係強化に踏み切らせる機縁になったのである。

当初、超国家機関による西ヨーロッパ統合に懐疑的だったネーデルラントは、やがてその尖兵となった²³⁾。そのために国際ルール庁は恰好の足場を提供した。ドイツ占領政策において米英に疎外され続けたフランス、およびルールを占領したブリテンにより疎外され続けたネーデルラントに共通の利害状況が生まれ、国際ルール庁の設立は両者の連帯の最初の成果と呼ばれるべきものであった²⁴⁾。なぜならこれこそ ECSC の胚芽となったからである。ネーデルラントは、1948 年のベルギー・ルクセンブルク経済同盟（UEBL=Union économique belgo-luxembourgeoise）との関税同盟発足を踏まえて、ベネルクス三国の経済統合の深化を図る一方で、国際ルール庁の ECSC への改編、さらにこれをいっそう高い次元の経済統合に向かわせるべく政策努力を傾注した。その努力は、1958 年の EEC の発足およびベネルクス経済同盟（Union économique Benelux）条約の締結（1960 年発効）という二重統合の実りをもたらしたのである²⁵⁾。

とはいえ、このことはネーデルラントが大陸次元の地域統合のみに安全保障の担保を見出そうとしたことをけっして意味しない。ネーデルラントは自らを、ヨーロッパ大陸に位置するとはいえ「非大陸国」と位置附けて、米英との環大西洋的連携の堅持により仏・西独からの圧力に拮抗する努力をけっして怠らなかった²⁶⁾。ヨーロッパ統合の尖兵をもって任じてきたネーデルラントが、2005 年 6 月ヨーロッパ憲法条約を国民投票で否決したことは、この歴史的文脈のなかで初めて理解することができるであろう。

Ⅳ. エウレギオ（euregio）の形成

ここでエウレギオに焦点を当てることにする。エウレギオは、単に経済面のみならず多面

的に国境を挟む隣接地域間の協力関係を強めようとする運動である。それは、国境による地続き効果の分断作用をできるだけ緩和しようとする基礎自治体の運動として発現する。それではエウレギオは具体的に何を目的とし、何を現実にもたらし、どのような地域的可能性を孕んでいるのだろうか。これを検討するのが本章の課題である。

（1）5 エウレギオの概観

まずドイツ・ネーデルラント国境地域の5 エウレギオの位置を図示すると図IV-1 のようになり、要目を一覧表にまとめると、表IV-1 のようになる。この表から読み取られることは、さしあたり以下の諸点である。

①5のエウレギオがドイツ・ネーデルラント国境を隙間なく覆い、部分的には重なり合っていることが確認される。事務局は、3 エウレギオがドイツ側に置き（グローナオ、クレーフエ、メンヘングラトバハ）、2 エウレギオがネーデルラント側（ニウエスハンス、マーストリヒト）に置いている。エウレギオはどのような法的形態をとろうと、その事務局所在地が属する国の法規の適用を受けるので、軽視しえない点である。

②5 エウレギオの成立年は最初の *EUREGIO* が1958年、最後の *euregio rhein-maas-nord* が1978年で、20年間の開きがある。当然にこの間のドイツ・ネーデルラント関係の変化が国境地帯にも影響を及ぼし、エウレギオの成立根拠の違いをもたらしたことが考えられる。ECSC成立まではフランスの苛烈な対西ドイツ政策が、ネーデルラントの対西ドイツ安全保障政策と合致した。しかし1950年代末以降ド・ゴール、アーデナウアー両首脳の間親密な関係を梃子にフランスと西ドイツが急速に和解に向かい、この機運が1963年1月の「エリゼ条約」締結に結実すると、ネーデルラントの安全保障政策は両大国による新たな西ヨーロッパ支配に対抗するために、大西洋同盟志向を明確にするようになった。フランス・西ドイツ間の接近はかえって西ドイツ・ネーデルラント間の和解を妨げる作用を及ぼしたのである。フランスでド・ゴールが退陣し、西ドイツで社民党・自民政権が成立する1969年まで、西ドイツ・ネーデルラント関係は概して冷え切ったままであったとみてよい。そのような状況下で二つのエウレギオ、*EUREGIO* および *Euregio Rhein-Waal* を先行的に成立させた諸要因は、きわめて複雑に絡みあっていたであろう。一方でネーデルラント側に残る西ドイツに対する不信と敵意、西ドイツ側の4占領国に対する恭順の反動としてのネーデルラント軽視、他方でネーデルラント領東インドの喪失を補う西ドイツ経済復興の否みような余沢、そしてネーデルラント人の実利志向に裏打ちされた自由貿易主義、これらの諸要因の複合作用の結果として最初の国境を越える地域間協力の試みが動き始めたともみることができよう。

1970年前後を境として、ドイツ・ネーデルラント関係にもようやく和解の兆しが見え始めた。表1に示されたように、1969年ハイネマンが西ドイツ大統領として初めてネーデルラントを訪問し、1971年にユリアナ女王が答礼に西ドイツを訪問したことは、両国関係の基調の

図 IV-1 ベルギー・ドイツ・ネーデルラント国境地域のエウレギオ



出所：Ministrie van Economische Zaken / Ministerium für Wirtschaft und Mittelstand, Energie und Verkehr des Landes Nordrhein-Westfalen (Hrsg.), *Grenzübergreifende Zusammenarbeit des Königreiches der Niederlande, der deutschen Bundesländer Niedersachsen, Nordrhein-Westfalen und Rheinland-Pfalz sowie der Regionen und Gemeinschaften Belgiens im Rahmen der EU-Gemeinschaftsinitiative INTERREG : Bilanz und aktuelle Förderphase INTERREG IIIA (2000-2006)*, 2001.

変化をもたらすきっかけとなった。この機運に乗り 1971 年にモーゼル (Alfred Mozer 1905-79) の主導のもとでヨーロッパ国境地域連盟 (AGEG : Arbeitsgemeinschaft der

表Ⅳ-1 ドイツ・ネーデルラント国境の５エウレギオ

エウレギオ（法的形態）	設立年	事務局所在地	人口	加盟自治体
Eems Dollard Regio Ems Dollart Region （目的組合）	1977	Nieweschans (NL)	200 万	NL (Prov.) :Groningen, Drenthe D (Lk.) :Emsland, Leer, Aurich, Wittmund, Cloppenburg, Friesland, Ammerland (KfSt.) : Emden
EUREGIO （登記社団）	1958	Gronau (D)	320 万	NL (Prov.) :Gelderland (Regio Achterhoek) , Overijssel (Regio Twente, Regio Noord- Overijssel*) , Drenthe* Nds (Lk.) :Grfsch.Bentheim, Emsland*, Osnabrück (KfSt.) : Osnabrück NRW (Kr.) : Borken, Coesfeld, Steinfurt, Warendorf (KfSt.) : Münster
Euregio Rhein-Waal Euregio Rijn-Waal （NRW 州法による目 的組合）	1963	Kleve (D)	270 万	NL (Regio):Achterhoek, Arnhem /Nijmegen, Noord-Limburg, Noordoost-Noord-Brabant, NRW (Kr.) : Wesel, Kleve (KfSt.) Duisburg
euregio rhein-maas-nord euregio rijn-maas-noord （任意協同団体）	1978	Mönchengladbach (D)	180 万	NL (Gewest) :Noord-Limburg, Midden-Limburg NRW (KfSt.) :Mönchengladbach, Krefeld (Kr.) : Neuss, Viersen, Kleve*
Euregio Maas-Rijn Euregio Maas-Rhein Euregio Meuse-Rhin （財団 Stichting）	1976	Maastricht (NL)	370 万	NL (Prov.) : Limburg * B (Prov.) : Limburg, Liège Deutschsprachige Gemeinschaft NRW: Regio Aachen

注：*は一部。 出所：Ministerie van Economische Zaken & Ministerium für Wirtschaft und Mittelstand, Energie und Verkehr des Landes Nordrhein-Westfalen（2001）発行資料

Europäischen Grenzregionen）が結成される一方で、同年 *EUREGIO* 内に「モーゼル委員会」が設置され、国境の両側の住民の心理的接近促進のため、あらゆる手立てが講じられるようになった²⁷⁾。いまや一人歩きを始めた感のある彼の言葉、「国境は歴史の傷跡」（Grenzen sind die Narben der Geschichte）は、ドイツ・ネーデルラント関係が負った傷の癒し難さを直視して来た者の嘆息でもあったであろう。

1970 年代後半に後続 3 エウレギオが相次いで成立し、ようやく西ドイツ・ネーデルラント国境が 5 エウレギオにより隙間なく覆われるにいたった。3 エウレギオのうち *Euregio Maas-Rijn* と *euregio rhein-maas-nord* は、18/19 世紀の交以来の西部ドイツ繊維工業の主要立地を包

摂しており、両地域とも 1960 年代のうちに構造不況に陥っていた。民族間の反目が少なくとも表面的には沈静化した 1970 年代になると、エウレギオの設立動機として経済的関心が前面に出てきたと考えられる。先行の 2 エウレギオの諸地域も 1960 年代のうちに構造不況に直面するに至った²⁸⁾。したがって、国境を越える地域間協力はおしなべて遅くとも 1970 年代のうちに、社会・文化面だけでなく経済面にもその活動の重点を置き始めていたと考えられる。

③人口規模は最小 (euregio rhein-maas-nord) の 180 万人から最大 (Euregio Maas-Rijn) の 370 万人に至るまで幅があるが、単純平均すれば約 270 万人となる。概して 200 ～ 300 万人という人口規模の意味を理解するために、広域行政地区である県 (Regierungsbezirk, Provinzie) の人口規模と比較してみよう。ノルトライン・ベストファーレン州 (以下 NRW と略記) は 5 県構成で人口は 1808 万人 (2003 年末) で、最大はデュセルドルフ県の 525 万人、最小はデトモルト県の 207 万人で、平均約 360 万人となる。ニーダーザクセン州 (以下 Nds と略記) は 4 県構成で人口は 799 万人、最大はベーザー・エムス県の 247 万人、最少はブラオンシュバイク県の 166 万人で、平均 200 万人となる²⁹⁾。他方ネーデルラントの人口は 1626 万人 (2004 年初) で 12 県構成だから、平均 136 万人である³⁰⁾。すなわちエウレギオの 200 ～ 300 万人という人口規模は、西部ドイツの県の規模に相当し、ネーデルラントの県より一回り大きいと見ることができる。したがって、エウレギオは国境を越える県の形成と見ることができるのである。

(2) エウレギオの領域性

エウレギオの構成単位は、多次元にわたる基礎・広域自治体である。このうち、ネーデルラントの *Regio* や Nds の *Landkreis* のような広域自治体が、エウレギオ境界により分断されている事例は注目に値する。なぜならエウレギオが新しい地域次元を創り出す可能性を孕んでいることを示唆するからである。自治体とは別次元の経済的領域空間を形成する商工会議所と密接な連携を保っていることも、エウレギオの空間的可能性の弾性を強める働きをしている。

エウレギオによる空間動態はさまざまな方向をとりうるが、おそらく次の二つが現実的可能性として考えられよう。それはまず、エウレギオがドイツ側において国境地域に対する州の権限を相対的に強化する結果をもたらし、対ネーデルラント国境が連邦境ではなく州境としての性格を強めることである。その限りでエウレギオ形成は州の利益に適う。

もう一つの可能性は、エウレギオが EU との直接的関係を強めることにより、連邦ばかりでなく州に対しても空間的自律性を強めて行く方向である。それはいくつかの歴史的先行例に照らして、けっして非現実的想定とは思われない。たとえば、1954 年 10 月 23 日のパリ条約の一部として締結されたザール規約 (Saarstatut) で謳われたザールラントの「ヨーロッパ化」(Europäisierung) とは、一種の「ヨーロッパ地域」の形成であった (このザール規約は

1年後の住民投票で否決され、結局ザールラントは1957/59年に西ドイツ領に復帰した）。さらに遡れば、両大戦間期1920年から1939年まで国際連盟の保護領として「自由都市」（Freie Stadt）であった現ポーランド領のグダニスクも、「ヨーロッパ地域」の一形態であったと言えるであろう。

（3）エウレギオの法的形態

5 エウレギオの法的形態は、目的組合が2、登記社団が1、任意協同団体が1、財団が1であり、一様でない。これに関して画期的意義を持つのは、1991年5月23日に国境沿いのドイツの小都市イセルブルク-アンホルト（Isselburg-Anholt）で、ドイツ連邦共和国、ネーデルラント王国、NRW、Nds 4者間で締結された協定である（資料参照）³¹⁾。これにより初めて、ドイツ-ネーデルラント国境を挟む自治体間協力の法的基盤が創出された。この協定によって認められる国境を越える協力には、目的組合（Zweckverband）、公法上の協約（Öffentlich-rechtliche Vereinbarung）、自治体間の事業共同体（Kommunale Arbeitsgemeinschaft）の三形態がある。いずれの形態においても適用されるのは、いずれかの締約国の国内法であり、たとえば目的組合には、同協定第3条第3項によりその所在地が属する締約国の法規が適用される。現在、目的組合は *Euregio Rhein-Waal* と *Eems Dollard Regio* との二つであり、前者はクレーフェに事務局を置くので NRW 州法が、後者はニーウエスハンスに事務局を置くので、ネーデルラント法がそれぞれ適用される。したがって、機能上の活動領域は国境を越えるとしても、エウレギオ自体は締約国のいずれかに属すると擬制される。1990年代以降 *Euroregion* が国境を挟む協力の総称として *Euregio* にとって代わる傾向が見られるが、どの締約国の国内法にも服さず EU 法だけに服する、言葉の厳密な意味での「ヨーロッパ地域」*Regio Europaea* は法的にまだ存在しないのである。

（4）エウレギオの空間動態ベクトル

現在どのエウレギオも生成途上にあり、その領域もまだ不確定である。概して加盟自治体を増やす傾向が見られ、その際二つの方向が考えられる。一つは国境と直角の方向に拡大する方向で、それぞれの国境の内側に向かって加盟単位自治体を地続き的に増やして行く場合である。その際、エウレギオにおいては国境の両側の均衡を図ることが原則であるから、一方が拡大すれば他方も等しい範囲で拡大することになろう。かくてそれぞれ国境の内側に向かって拡大すればするほど、国境を挟む協力という局地的性格が弱まり、国境を越える広域協力（Transnationale Zusammenarbeit）の性格が強まる。これはエウレギオの変質を惹き起こさずにおくまい。

もう一つは、国境沿いに加盟自治体を増やす方向である。この場合、すでに国境地帯がもはや隙間なくエウレギオに覆われている以上、この方向でのエウレギオの拡大は、隣接する

両エウレギオの境界に位置する自治体の争奪に至ることが避けがたい。場合によればこれを媒介にしたエウレギオ間の連携、ひいてはエウレギオの合併という事態さえ招くことが想定される³²⁾。

V. エウレギオと INTERREG

1980 年代までは AGEF が EC のオブザーバー的位置を与えられていたものの、EC によるエウレギオへの直接関与はなかった。したがって EC という「上からの統合」とエウレギオという「下からの統合」とは、相互に独立する動きとして並行する軌跡を描いていた。ところが 1990 年代に入ると、二本の軌跡が交差する方向に向かい始めた。1990 年に EC が地域構造政策の一環として国境地域政策 INTERREG を策定したことを契機に、エウレギオも EC の地域政策の対象となるに至ったからである。INTERREG は一次（1991 ～ 1993 年）、二次（1994 ～ 1999 年）、三次（2000 ～ 2006 年）と継続して現在に至る。エウレギオと INTERREG との関係についての論点は以下のようなものであろう。

第一に、なぜ 1990 年代初に EC は INTERREG という国境地域政策の具体化に踏み切ったのか、という問題である。EC は西ドイツ・ネーデルラント国境のエウレギオの活動の成果に触発され、後出 *EUREGIO* の例に示されるようにすでに 1980 年代後半から、国境を越える協力に政策関心を寄せ始めていた。国境に EC の地域政策関心を向けさせる最初の契機となったのは、おそらく地続きの EC 南方拡大、すなわち 1986 年のスペインの加盟であっただろう。しかし、国境地域政策の本格化に踏み切らせのは、地続きの東方拡大、すなわち 1990 年の旧東ドイツの EC 加盟であつたに違いない。

EC の国境地域政策は地域構造政策の一翼を担い、後者は「結合政策」(cohesion policy)の一構成要素である。1980 年代の EC 南方拡大は EC 内に南北隔差を生み出し、地域間の社会経済的隔差の縮小という新たな課題に EC は直面するに至った。そこで、「結合」という理念が、1986 年 1 月の外相理事会で署名され 1987 年 7 月に発効した「単一ヨーロッパ議定書」(Single European Act : SEA) に盛り込まれたのである。この SEA の目的達成のためにヨーロッパ委員会が 1987 年 2 月に組んだ包括的 5 カ年予算 (1989 ～ 93) は、委員長の名をとって「ドロール I」と呼ばれ、その一つの柱が構造基金を抜本的に改革し、5 年以内に基金額を倍増するという野心的な目標提示（「第二のマーシャルプラン」）であった。これは EC 財政の大幅な拡大を前提とするため EC 財政の純財源国と被補助国との対立を惹き起こし、結局、当時の議長国、西ドイツのコール首相の主導により 1988 年 2 月ブリュッセルで開催された臨時首脳会議で、ようやくドロール I が承認される運びとなった。その翌年、新会計年度の初年にベルリンの壁が崩れ、1990 年東西ドイツ統一とともに旧東ドイツが結合政策の対象に加えられたのは歴史の皮肉である³³⁾。

以上の回顧から、「結合政策」というかけ声のもとに地域構造政策が本格化したのは 1980 年代末であり、これにやや遅れて国境地帯が独自の政策対象とされて INTERREG が打ち出されたことになる。この時差はそれほど大きいものではないが、この間に EC の事実上の四次拡大と呼ぶべき旧東ドイツの EC 編入があったことは無視できない。これは地中海諸国の EC 加盟と同列に論じられないばかりか、国境という観点からも著しい特異性を帯びているからである。1973 年の一次拡大で当時の最貧国アイルランドが EC に加盟したが、アイルランドは島国であり、イギリス海峡、アイリッシュ海により二重に大陸から隔てられている。たしかにアイルランドはブリテン領の北アイルランドと陸上国境で接しているが、この地域の緊迫した政治状況は EC の関与を許すものでなかった。1981 年の二次拡大で加盟したギリシャは今日なお EU 領域の飛び地にとどまり、その意味で島国の範疇に属する。見方を変えれば、ギリシャはイオニア海により南イタリアと結ばれていると言えなくもないが、たとえそう言えるとしても南イタリアとギリシャとの経済力に大きな隔差はなく、その意味で空間的断絶性はむしろ弱い。

これに対して 1986 年の三次拡大で加盟したスペインは、当時 40 年間に及ぶフランコ体制から自由民主体制への移行途上にあり、ピレネー山脈は「自然国境」ととどまらず、西欧社会とイベリア半島との政治風土の不連続線をも意味した。そのかぎりでは、スペインの EC 加盟は内部国境の問題性を EC 当局に認識させる最初の契機となったはずである。とはいえ EC 当局の国境関心を本格化させたのは、1990 年の東西ドイツの統一に伴う旧東ドイツの EC 領域編入であっただろう。EC 加盟国のうちで最強の経済大国がその内部に抱え込んだ亀裂は、これまでにない属性を具える事実上の内部国境として留まったからである。もちろん、加盟国内部の顕著な地域隔差は、南北イタリア間において EEC 発足当時から存在した。しかし、南北イタリア間に体制の相違はなく、またイタリアの南北隔差の断絶性は広幅の漸移帯によりドイツの東西隔差より緩和されている。旧東ドイツの EC 領域編入により EC 拡大がそれまでとは本質的に異なる局面を迎えたこと、すなわち、EC が西欧と中・東欧とを分ける長大な不連続線を越え始めたことを、両ドイツ統一は示唆していたのである。それは EC の国境地帯関与を正当化する契機となったはずである。INTERREG I が始動した 1991 年にアンホルト協定が締結されたことは、このような EC の新しい動きを牽制するドイツ・ネーデルラント両国の対抗措置の面も持っていたのである。

第二に、1990 年代に入ると国境地帯にかかる政策の策定、実施の実質的主導権をめぐり、エウレギオ（自治体）、国・州、EC/EU という三つの利害関係者が鼎立する局面を迎えた。これは、本来「下からの統合」であったエウレギオが、INTERREG を梃子とする EC/EU による「上からの統合」に直接影響される可能性が生まれたことを意味する。少なくとも 1990 年代以後、冷戦期の東西境界に沿って叢生したエウレギオは、INTERREG を所与の前提としており、もはや「下からの統合」と言えるものではなくなったのである。

第三に、INTERREG は、地元自治体が補助対象にかかる総費用の 20%以上を自己負担し、EU の補助金は 50%以下、国・州の負担分は 30%以下に留まるべきことになっている。問題は最低 20%という自己負担割合ではなく、補助金の負担割合にある。EU の負担割合の上限が国・州のそれを上回することは、INTERREG を通して国境地帯の経済助成に EU が国・州より強く関与する道が開けたことを示唆するものではないのか。これははたして補完性原則 (Principle of Subsidiarity) もしくは追加原則 (Principle of Additionality) に適うことなのだろうか。そもそも自治体、国・州、連邦、EC/EU という政策主体の重層構造において、最低位の自治体に対する経済助成に際し、中間位の国・州からの補助金を最上位の EC/EU からの補助金が上回るという実情は、補完性原則もしくは追加原則に抵触するものではないのか、疑問無しとしない。

第四に、INTERREG がドイツ・ネーデルラント国境の 5 エウレギオをはじめ、1980 年代までに形成された先行的エウレギオの実績に基づいて策定されたものであるとはいえ、東方拡大を見据えてその主目的が国境両側地域の経済隔差縮小に置かれている以上、ドイツ・ネーデルラント国境地帯のように、両側地域にそもそも経済隔差が存在しないエウレギオに対する INTERREG の政策効果は、中・東欧の新しいエウレギオに対するそれと同一でありえない。INTERREG にかかる問題状況は、ドイツの東部国境と西部国境とで大きく異なるはずである。したがって個別エウレギオの事例に即して問題状況を検討する作業が必用となる。

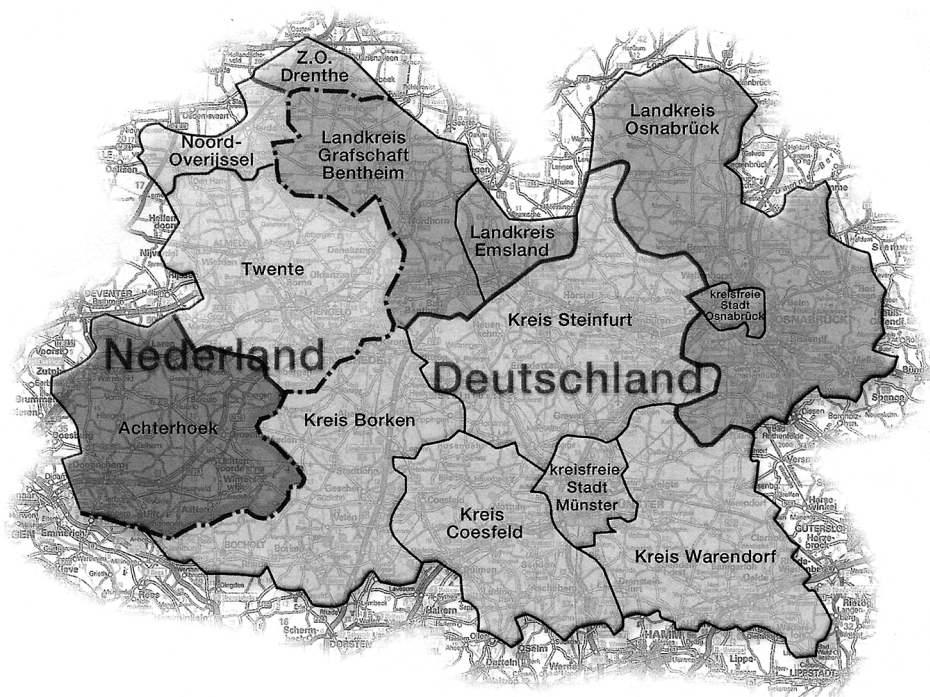
VI. 事例 1 : EUREGIO

(1) 立地条件

各エウレギオに即した検討を始めるにあたり、エウレギオの原型である EUREGIO をまず検討対象としてとりあげることにする。これには、ライン、エイセル (ラインの分流)、エムスの 3 本の河川に囲まれる国境地帯の 134 市町村 (Gemeinde ; Gemeente) およびドイツ側 6 郡 (Kreis), 合わせて 140 自治体が加盟している (図 VI-1 参照)。

まずこの地域の産業構造を概観しておこう。既述のように 19 世紀後半の綿工業の勃興により、ヨーロッパ大陸の繊維工業の一大立地となったこの地域は、1990 年代に入っても中小企業性の機械工業、繊維工業を中心とする二次産業の比重が大きい就業構造を示し、失業率は両側地域ともそれぞれの国の平均を上回っていた。ドイツ側 NRW に属する地域で国境沿いに、最盛時には工業労働力の 2/3 を雇用した繊維工業がシュイタインフルト (Steinfurt), ボルケン (Borken) に残っていたが、重心はバーレンドルフ (Warendorf) の機械工業に移っていた。Nds のエムスラントではオスナブリュク (Osnabrück) 周辺に金属加工業、機械工業が見られるのみであった。ネーデルラント側ではオーベルエイセルの「トゥエンテ連接都市」(Twentse stedenband), すなわちアルメロ (Almelo), ヘンゲロ (Hengelo), エンスヘ

図 VI-1 EUREGIO



- Provinz Drenthe
- Land Niedersachsen
- Provinz Overijssel
- Provinz Gelderland
- Land Nordrhein-Westfalen
- État / Staat / Staat / national boundary
- Bundesland
- Province / Provincie
- Arrondissement (B) / Kreis, Landkreis, kreisfreie Stadt (D) / COROP-regio's (NL)

出所：図IV-1に同じ

表VI-1 ミュンスター県の失業率

公共職業紹介所	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
Ahlen	9.3	8.1	7.8	6.7	7.2	7.4	8.5	8.5	10.1
Coesfeld	8.9	8.1	7.7	6.3	6.6	7.6	8.0	8.0	9.1
Münster	9.8	9.4	9.0	7.4	7.4	8.1	8.7	9.4	9.9
Rheine	8.9	7.9	8.0	6.5	6.5	7.0	7.8	7.7	8.3
NRW	11.9	11.1	10.8	9.5	9.4	10.0	10.7	11.0	13.0

出所：Landesamt für Datenverarbeitung und Statistik Nordrhein-Westfalen, *Statistisches Jahrbuch Nordrhein-Westfalen 2004, 2005*.

デ (Enschede) 3 都市を中心とする一帯でかつて繁栄した繊維工業、金属加工工業は衰退し、代わってヘルデルラントのアハテルフク (Achterhoek) が、農業地域を基盤とするアグリビジネスおよび金属加工工業の立地として産業的重心の位置を占めていた。このように両側ともそれぞれ地域内立地変動を伴いながら、総じて 1990 年代初は停滞基調にある二次産業部門がドイツ側で依然最大であり続け、ネーデルラント側では三次産業部門に抜かれたもののその比率はネーデルラントの平均値を上回っていた。このような産業構造に規定されて、就業者一人当たりの附加価値生産は両側地域とも NRW、ネーデルラントそれぞれの平均値を 10% 以上下回っていた。1990 年代初の *EUREGIO* は、INTERREG を利用して産業構造の転換を加速する必要に迫られていたことは疑いを入れない³⁴⁾。

ところが、この間に様相が変わったようである。ドイツ側のミュンスター県 (Regierungsbezirk) について、2004 年統計に基づく表 VI-1 および表 VI-2 の数値を対照すると、興味深いことが読みとられる。失業率についてみれば、1997 年から低下傾向を辿り、2000/2001 年に反転して上昇傾向を辿っていることで、各公共職業紹介所地区の動きは NRW の動きと並行している。しかし、いずれの年も当該地域の失業率は NRW 平均より明らかに低く、1990 年代のうちに雇用構造の改善が効果的に進んだことが読み取られる。他方で従業員数でみた製造業・鉱山業の経営規模は、バーレンドルフ郡を例外として NRW の平均以下である。とくに企業数でミュンスター県の 43.7% (2004 年) を占めるボルケン、シタインフルト両郡の平均経営規模は、NRW 平均 123 人に対して 108 人に過ぎず、この地区の企業構造の中小企業性が示される。さらにまた、外国売上げ比率も NRW 平均と較べて明らかに低い。このことから、第一に、少なくともドイツ側地域に関するかぎり、*EUREGIO* 内部の国境貿易とまで言わずとも対ネーデルラント貿易一般が当該地域経済にとり持つ意義は大きいと言えないこと、第二に、したがって当該地域の雇用構造の相対的改善に寄与した要因は輸出拡大以外に求められなければならないこと、以上が導き出される。*EUREGIO* および INTER-

表VI-2 ドイツ側 EUREGIO 区域の製造業・鉱山業企業（2003 年）

地 区	企業数(A)		従業員数(B)		B/A		外国売上高比率 (%)	
	2003	2004	2003	2004	2003	2004	2003	2004
KS. Münster	90	91	10931	11220	121	123	31.8	31.2
Kr. Borken	313	314	34048	33380	109	106	30.7	30.9
Kr. Coesfeld	117	123	10121	10326	87	84	22.5	22.2
Kr. Steinfurt	311	310	34645	34174	111	110	33.6	36.6
Kr. Warendorf	208	210	27726	27146	133	129	33.9	35.5
RB. Münster	1442	1427	174803	171339	121	120	25.0	25.0
NRW	10596	10577	1345222	1298344	127	123	36.0	37.7

注：20人以上を雇用する企業。RB. Münsterにはこの他に KS. Bottrop, Gelsenkirchenの両市および Kr. Recklinghausen が属するが、いずれも EUREGIO には属さない。

出所：Landesamt für Datenverarbeitung und Statistik Nordrhein-Westfalen, *Statistisches Jahrbuch Nordrhein-Westfalen 2004, 2005*, 第3, 4欄は筆者が算出。

REG がドイツ側地域の経済状況の好転にどの程度、どのような形で貢献したかは、あらためて検討されるべきことである。

このような観点からすれば、EUREGIO がその活動目的として謳う、「国境沿いに位置する従来の辺境を、ヨーロッパ共同市場の中心地に転化すること」も検討の余地があると言わざるをえない。19世紀後半以来の綿工業の興隆がまさに国境地帯の立地の優位に支えられたことを考量すれば、これの衰退の要因を「辺境性」に求めるのは無理があるからである。市場環境の変化を「辺境性」と重ねることは牽強附会の感を否めず、「辺境性」の強調は INTER-REG による EU からの補助金を増やすことに狙いがあるのではないかという疑問を誘発する。

（2）EUREGIO の形態、構造、機能

EUREGIO を構成する 134 基礎自治体は、ドイツ側は EUREGIO e.V.（1999 年まではライン・エムス自治体連合 [Komminalgemeinschaft Rhein-Ems e.V.] に、ネーデルラント側は Regio Twente, Regio Achterhoek および Hardenberg, Gramsbergen, Ommen, Dalfsen, Coevorden, Schoonenbeek (Emmen) の Gemeente 群にそれぞれ統括されている。ゆえに EUREGIO は、ドイツ側自治体連合としての狭義の EUREGIO およびこれとネーデルラント側 2 自治体連合とが合した団体としての広義の EUREGIO という、複合的構成をとっていることになる³⁵⁾。

EUREGIO の成立史は屈折している。1954 年に西ミュンスターラントのいくつかの市、基

礎自治体、郡および Nds の Grafschaft Bentheim および Lingen の両郡の経済界代表と政治家が、当該地域の経済的苦境を打開するために、常設会議体としてのライン・エムス利益共同体 (Interessengemeinschaft Rhein-Ems) を結成した。この目標は当該地域の構造基盤改良およびネーデルラントとの国境を越える関係の発展に置かれた。このドイツ側の動きに呼応してエンスヘデ市長が、1958 年にトゥエンテおよびオーストヘルデルラントの諸都市をもって自治体連合を結成し、これにより *IG Rhein-Ems* との協力関係を強めようとした。1960 年にトゥエンテ地域およびヘルデルラント県の一部の自治体から成る常設団体として *Belangengemeenschap Twente-Oost-Gelderland* (今日の *Samenwerkingsverband Twente*) が結成された。今度はこの動きがドイツ側に作用して 1962 年に *IG Rhein-Ems* が *Kommunalgemeinschaft Rhein-Ems* に変わり、それに続いてネーデルラント側のヘルデルラント県のアハテルフクで *Samenwerkingsverband Oost-Gelderland* が結成された。この三者が現在の *EUREGIO* を構成している。さらに 1966 年に執行機関としての *EUREGIO-Arbeitsgruppe* (現在の *EUREGIO-Vorstand*) が設置され、1978 年には最高の政治的意志決定機関としての *EUREGIO-Rat* が制度化されて、*EUREGIO* の制度化が完成した³⁸⁾。

このように国境を挟む両側地域の動きがこだまのように反響し合い、ほぼ四半世紀をかけて *EUREGIO* はゆっくりとその形態を整えてきたことになる。そして、*IG Rhein-Ems* に対応する自治体連合がネーデルラント側にも結成された 1958 年を、*EUREGIO* は自らの生年としている³⁷⁾。ライヒの叙述は、戦後の国境を挟む対話の開始にドイツ側が先手をとったことを示唆している。しかし、繊維工業地帯の構造不況という点から言えば、インドネシア市場を失ったネーデルラント側地域はすでに 1950 年代に苦境を迎えていたであろうが、この構造不況が西ドイツ側に波及するのは 1960 年代以降のはずである。したがって、国境を越える協力の機運が最初に生まれたのがはたしてドイツ側だったのか、また、事実そうだとした場合その理由が「主に繊維工業の構造改革の困難 (Umstrukturierungsschwierigkeiten)」(Raich) だったのかは、なお検討の余地がある。

以下、まず定款により *EUREGIO* の目的と機関とを検討する³⁸⁾。

① 法的形態、名称、所在地 (第 1 条)

EUREGIO は登記社団 (eingetragener Verein) であり、グローナオをその所在地とする³⁹⁾。

② *EUREGIO* の目的 (Ziel) と課題 (Aufgabe) (第 2 条)。

1) 加盟団体の国境を越える地域間協力の助成、支援、調整、2) 諸活動の展開、計画 (Programm)、企画 (Projekt) の策定と実施、資金申請、受入れ、利用、3) 加盟団体の全体利益を国際機関、国家機関、その他の機関に対して代表するための国境を越える活動、4) 公法上の所管部局・当局・社会団体間の国境を越える調整と協力の促進、5) 加盟団体、市民、企業、団体、当局、その他の組織に対して国境を越える問題に関して助言、以上の 5 である。

6) 以上の国境を越える地域間協力はとくに次の分野で行われる：a) 経済発展，b) 交通・輸送，c) 空間秩序，d) 環境・自然保護，e) 文化・スポーツ，f) 保健，g) エネルギー，h) 廃棄物利用，i) 観光・保養，j) 農業発展，k) 革新・技術移転，l) 学校・教育，m) 社会的協力，n) 救急制度・災害対策，o) 人的交流，p) 社会的安全。

③ *EUREGIO* の機関は，加盟団体総会，*EUREGIO* 評議会，理事会，専務理事である（第 5 条）。

1) 加盟団体総会 *Mitgliederversammlung*（第 6～7 条）

ドイツ側の 6 郡をのぞく 134 自治体がそれぞれ人口数に応じた数の代表者を派遣する。年に一回招集される。加盟団体総会の権限は，加盟・脱退，定款改定，分担金規定，ネーデルラント側評議員 41 人の選出，*EUREGIO* 評議会・理事会の任期満了承認，以上の 5 である。

2) *EUREGIO* 評議会 *EUREGIO-Rat*（第 8～11 条）

評議会は，基本的問題に対して共同で討議し，調整する機能を有する政治機関であり，加盟団体総会の会期と会期の間の最高機関である。評議員はヨーロッパ議会，連邦議会・国会，州・県議会の議員から選出され，議席数はドイツ側，ネーデルラント側各 41，合わせて 82 である。ここには対等性の原則が適用されている。

EUREGIO 評議会の権限は，a) 22 人の理事会構成員の選出，b) *EUREGIO* 評議会に置かれる委員会の設置と委員任命，c) 理事会決定に基づく専務理事の任命，休職，解雇の確認，d) 加盟団体総会審議事項の準備とその実施の監督，e) 作業部会 (*Arbeitskreis*) その他の委員会の委員を理事のなかから任命，f) 財政計画，g) 会計報告書作成・会計監査の統轄，h) 他の機関の管轄の下にない諸事項，以上の 8 である。

3) 理事会 *Vorstand* (旧 *EUREGIO-Arbeitsgruppe*) (第 12～13 条)

理事会の構成は，*EUREGIO* 評議会議長，ドイツ側ボルケン，コースフェルト，シュタインフルト，バーレンドルフ，グラーフシャフト・ベントハイム，オスナブリュクの 6 郡およびミュンスター，オスナブリュク両市の官僚，*EUREGIO* 評議会により選出されたドイツ側 7 人，ネーデルラント側 15 人の郡所属市および基礎自治体の上級官僚を主とする 22 人，専務理事，以上の 32 人である。ここにも大幅に対等原則が適用されている。

理事会の権限は，a) 総会決定事項の執行，b) *EUREGIO* 理事会決定事項の準備と実施，c) その他の機関の管轄の下にない人事・組織・財政案件，d) 専務理事および副専務理事の任命，休職，解雇および雇用契約，e) 緊急案件のため管轄機関が決定できない決定，f) 理事会の下に置かれる委員会・作業部会の設置と人員配置，以上の 6 である。

4) 事務局 *Geschäftsführung*（第 14 条）

専務理事は他の諸機関の審議・決定事項を準備する。専務理事は事務局を統轄し，専任職員と雇用関係を結ぶ。グローナオとエンスヘデに別かれていた事務局は 1985 年に合併し，グローナオの国境に接するグラナーブルク (*Glanerbrug*) に共同事務局が設置

された。1991 年に EC 先行企画として同一の場所に *EUREGIO-Haus* が建てられ、建設資金の 50%を EC が、30%を NRW が提供した⁴⁰⁾。

④委員会 *Ausschuss* と作業部会 *Arbeitskreis* (第 15 条)

EUREGIO 評議会と理事会とは、その目的達成のために委員会の設置、廃止、委員指名ができるものとする⁴¹⁾とあり、*EUREGIO*, *Endbericht* (2002) によれば、以下の作業部会と委員会とが設置されている。

1) 6 作業部会として、a) 労働市場、経済、技術、b) 交通、空間秩序、c) 消費者相談、日常的国境問題、保健制度、d) 学校、文化、交流、スポーツ、e) 環境、農業、観光、f) 警察、防火、救急。

2) 独自の財源を持つ別格の存在として、A.モーゼルにより創設された社会・文化委員会 (Mozer-Commissie) が挙げられる。*EUREGIO* の活動分野は社会・文化と社会・経済とに大別され、*EUREGIO* 創設以来、前者に最大の関心が向かっていた。当委員会は各自治体等の自主的な企画を助成し、資金的支援を行い、その原資はネーデルラントの保健・福祉・スポーツ省、ヘルデルラント・オーフェルエイセル・ドゥレンテ県、NRW の連邦・ヨーロッパ担当省、Nds の司法・ヨーロッパ担当省からの補助金による。当委員会の管轄分野は、国境を越える青少年交流、高齢者交流、スポーツ交流、姉妹都市、観光事業、芸術・文化交流、学校交流、その他の社会的活動と多岐にわたり、国境を挟む共生のための前提条件を創り出す努力を傾けている⁴¹⁾。

3) INTERREG 運営委員会 (INTERREG-Lenkungsausschuss)

ネーデルラント、NRW、Nds の各経済管轄省、県 (Regierungsbezirk ; Provincie)、基礎自治体、*EUREGIO* の代表者によって構成される。その機能は INTERREG 運営計画実施の全般的統制にあり、3 ヶ月ごとに招集されて個別事業計画の最終的採択と助成金割当て承認・修正勧告を全会一致で行う。運営委員会は EU から設置を義務づけられている誘導委員会 (Begleitungsausschuss) の機能も兼ねる。後者には前者の構成員にヨーロッパ委員会代表とドイツ連邦共和国経済省代表も加わる。年に二回招集されて、運営計画の基本問題と重点分野間の資金配分が検討される。全会一致原則なので EU 代表が拒否権を持つことが注目される⁴²⁾。

⑤会計 (第 17 条)

EUREGIO の必要経費は加盟団体の分担金によって賄われる。分担金額は各加盟団体の住民数による。分担金額は加盟団体総会で出席者の 2/3 以上の票数によって決定される⁴³⁾。

(3) *EUREGIO* 領域の空間規定

EUREGIO 空間の性格規定のために、以上の点検に加えて INTERREG に関わる *EUREGIO* の具体的な計画、重点目標、企画をまとめると、表 VI-3 に列举されたごとくである。これら

表Ⅵ-3 EUREGIO の活動（実施，調整，指導）

-
- 1 EUREGIO 向け INTERREG I（1990～1993）・II（1994/95～1999）・III A（2000/01～2008）企画の実施
 - 2 EUREGIO のための国境を越える空間開発構想
 - 3 国境を越える商工業地域の開発の可能性
 - 4 国境を越える交通基盤開発
 - 5 LVS 産業（ロジスティック，交通，運送）の国境を越える協力
 - 6 EUREGIO における技術
 - 7 EURO-Info-Center EUREGIO（中小企業のための情報と助言）
 - 8 国境を越える観光構想
 - 9 統合された環境総合計画
 - 10 統合された廃棄物処理・再生計画
 - 11 農業経済のネットワーク
 - 12 EU 社会窓口 EURES（European Employment Services）
 - 13 国境を越える職業教育（労働行政当局および商工会議所との共同による）
 - 14 国境を越える職業斡旋（労働行政当局との協定およびその委託をうけて）
 - 15 社会・文化的協力（青少年，高齢者，学校，文化，メディア，専門家交流）
 - 16 民衆から民衆へ・行動・人集め企画（People-to-People-Action-Sammelprojekt）
 - 17 健康保険制度における国境を越える協力
 - 18 越境通勤者相談，国境を越える救急制度，国境を越える災害防衛を含む日常的国境問題
 - 19 国境を越える消費者相談
 - 20 国境を越える警察協力
 - 21 ヨーロッパ国境地域連盟（AGEG:Arbeitsgemeinschaft Europäischer Grenzregionen）の事務局が EUREGIO 事務局に同居
-

出所：EUREGIO, *Endbericht*, 2002, 5-6 頁。

はいずれも行政機能の補完もしくはその一部とすることができる。たしかに EUREGIO が登記社団（e.V.=eingetragener Verein, 1999 年 6 月 9 日定款改定，同年 11 月 15 日発効）の法的形態をとっているのは，既述のように技術的困難のために目的組合化を当面見送っているからに過ぎず，事実，現行定款も目的組合に適合する条項を多分に含んでいると言われる⁴⁴⁾。目的組合は公法団体であり，しかも領域性を具えている以上，目的組合結成を目指すことは事実上新しい自治体次元の創出に向かうことにほかならない。しかし他方で EUREGIO は，自らを「新しい行政次元」（eine neue Verwaltungsebene）ではなく，EUREGIO 内外の自治体，市民，社会経済的協力者，文化団体，諸官庁，諸団体の国境を越える協力のための「回転盤」（Drehscheibe），「接触取引所」（Kontaktbörse），仲介者（Vermittler），助成者（Förderer）とみなし，自治体との差異を強調している⁴⁵⁾。EUREGIO が意図するとしないと関わらず，この自己韜晦はかえって EUREGIO が国境地帯の既存の広域自治体と交錯する「新しい行政次元」の創出の可能性を認識していることを窺わせるものである。

（4）EUREGIO と INTERREG

EUREGIO は 1987 年に策定した「国境を越える開発構想」（当時は「行動計画」）による初

表VI-4 EUREGIO の INTERREG I 企画の費用負担 (実績値)

事業分野(企画)	経費総額	EC	NRW	Nds	NL	地元自治体等
1 通信・情報網 形成(17)	5144260 19.7	2401793 24.0 46.7	325987 16.6 6.4	104023 27.5 2.0	433474 17.0 8.4	1878983 16.8 36.5
2 交通・輸送・ 構造基盤(3)	4265324 16.3	1171556 11.7 27.5	32588 1.7 0.8	36469 9.6 0.9	124975 4.9 2.9	2899736 25.9 68.0
3 観光・休養 (13)	4936016 18.9	1606692 16.1 32.6	99908 5.1 2.0	45809 12.1 0.9	832086 32.6 16.9	2351521 21.0 47.6
4 職業訓練・ 労働市場(8)	2443026 9.4	637695 6.4 26.1	130647 6.6 5.4	47472 12.6 1.9	300522 11.8 12.3	1326690 11.9 54.3
5 環境・農業 (11)	2369138 9.1	1126114 11.3 47.5	291792 14.8 12.3	144381 38.2 6.1	221918 8.7 9.4	584933 5.2 24.7
6 革新・技術 移転(6)	6278990 24.1	2731120 27.3 43.5	1087212 55.2 17.3	— —	542461 21.2 8.6	1918197 17.1 30.6
7 企画管理(1)	664422 2.6	331500 3.3 49.9	— —	— —	98000 3.8 14.8	234922 2.1 35.4
合計(59)	26101176 100.0	10006470 100.0 38.3	1968134 100.0 7.5	378154 100.0 1.5	2553436 100.0 9.8	11194982 100.0 42.9

注：上段は実数値（ECU），下段は負担割合。ただし左側は費用負担者毎の分野別構成比，右側は分野毎の費用負担者別構成比。

出所：EUREGIO, *EU-Gemeinschaftsinitiative INTERREG-I für die EUREGIO*, 19, 84, 95, 131, 160, 199, 225 頁。

めの「EUREGIO のための実施計画」(Operationelles Programm für die EUREGIO : 1989～1992 年)に基づく総費用 800 万 ECU の 11 試行企画に対し，ヨーロッパ構造基金から約 220 万 ECU の補助を得た。EC 当局は 1989 年ころまでには，西ドイツ・ネーデルラント国境地帯における国境を越える地域間協力の実績に注目し始めていたことが窺われる。引き続き EUREGIO は，INTERREG I（申請期間 1990～1993 年，事業終了 1995 年）および INTERREG II A（申請期間 1994～1999 年，事業終了 2001 年）による EC/EU（ヨーロッパ地域開発基金 [ERDF] およびヨーロッパ社会基金 [ESF]）ならびにネーデルラント王国，NRW，Nds からの補助金を受けて，それぞれ 59，80 企画を実施した。INTERREG III A（申請・実施期間 2001～2008 年）では，77 企画を実施中である⁴⁶⁾。すでに実績値が確定した INTERREG I，II A および総予算の 80%以上を消化した時点での III A の暫定値にもとづく費用配分・負担割合をまとめたのが表 VI-4，VI-5，VI-6 である。I および II A・III A の事業・重点分野区分が同一でないので通時的比較に制約があるが，それでも 3 表の比較検討により，少なくとも以下の点が導き出される。

表Ⅵ-5 EUREGIO の INTERREG IIA 企画の費用負担（実績値）

重点分野(企画)	経費総額	EU		NRW		Nds		NL		地元自治体等	
1 空間構造(9)	14734184 23.0	3067594 13.9	20.8	2100053 34.0	14.3	178945 15.3	1.2	5950447 58.1	40.4	3437145 14.1	23.3
2 経済・技術・革新(32)	23960568 37.4	10207112 46.3	42.6	2266184 36.6	9.5	670962 57.2	2.8	2829434 27.7	11.8	7986876 32.7	33.3
3 環境・自然・景観(6)	1974560 3.1	908049 4.1	46.0	255883 4.1	12.9	90913 7.8	4.6	198990 1.9	10.1	520725 2.1	26.4
4 資格教育・労働市場(17)	16187565 25.3	4585822 20.8	28.3	996770 16.1	7.5	117804 10.0	0.9	554614 5.4	4.2	9932555 40.7	61.4
5 社会文化的統合(14)	4720556 7.4	2075353 9.4	44.0	254969 4.1	5.4	58169 5.0	1.2	351466 3.4	7.4	1980599 8.1	42.0
6 技術的支援(2)	2452487 3.8	1193568 5.4	48.7	312148 5.1	12.7	56667 4.8	2.3	349926 3.4	14.3	540178 2.2	22.0
合計(80)	64029920 100.0	22037498 100.0	34.4	6186007 100.0	9.7	1173460 100.0	1.8	10234877 100.0	16.0	24398078 100.0	38.1

注：１）６重点分野（Schwerpunkt）はそれぞれ以下のような実施分野（Aktionsbereich）から成る。（１）空間構造：①国境を越える空間秩序，②構造基盤，輸送，交通，産業立地，（２）経済・技術・革新：①中小企業間の協力，②観光，休養，その連携網，（３）環境・自然・景観：①環境，自然，景観，②農業，（４）資格教育・労働市場：①国境を越える労働市場の発展，②国境を越える企業間の連携網，③国境を越える教育連携網，（５）社会文化的統合：①社会文化的連携網の編成，②文化・観光遺産の保護，（６）技術的支援：①研究，②計画管理。

２）上段は実数値（Euro），下段は負担割合。ただし左側は費用負担者毎の分野別構成比，右側は分野毎の費用負担者別構成比。

出所：EUREGIO, *EU-Gemeinschaftsinitiative INTERREG-II für die EUREGIO – EFRE Nr. 94/00/10/020 –: Endbericht 31.12.2001, 2002, 26 頁。*

①まず費用総額が期を追う毎に増大し，ⅢA ではⅠの４倍増となっている。EU の支出も４倍増だが，前者の４.05 倍増に対し４.12 倍増とやや上回っていきさえる。これから INTERREG が EUREGIO の財政構造に占める比重の傾向的増大が窺われる。それは，EU が INTERREG を手段にして EUREGIO の諸機能の選別作用を及ぼし始めたことを示唆するものである。

②ドイツ側で「国」として費用を負担するのは，NRW，Nds 両州政府であり，ドイツ連邦政府は費用をほとんど負担していない。これはドイツ側国境地帯の統治権を事実上州政府が掌握していることを窺わせるものである。エウレギオに関するかぎり，ネーデルラントと対等のドイツ側相手方は州であってドイツ連邦共和国ではない。よって対ネーデルラント国境がすぐれて州境の性格を具えていることは否みがたい。

表 VI-6 EUREGIO の INTERREG III A 企画の費用負担 (2004 年末現在暫定値)

重点分野 (企画)	経費総額	EU	NRW	Nds	NL	地元自治体等
1 空間構造 (9)	24087121 22.8	4593757 11.1 19.1	8489913 50.4 35.3	351767 13.8 1.5	1021476 9.7 4.2	9630210 27.9 40.0
2 経済・技術・革新 (30)	45201046 42.8	20809772 50.4 46.0	4693055 27.9 10.4	1005185 39.5 2.2	5609513 53.3 12.4	13083520 37.9 29.0
3 環境・自然・景観 (5)	2462261 2.3	1228028 3.0 49.9	262564 1.6 10.7	102276 4.0 4.2	364849 3.5 14.8	504545 1.5 20.5
4 資格教育・労働市場 (11)	18320027 17.3	7195827 17.4 39.3	1674526 9.9 9.1	502605 19.7 2.7	1439525 13.7 7.9	7507544 21.7 41.0
5 社会文化的統合 (17)	8615809 8.2	4157551 10.1 48.3	724817 4.3 8.4	258613 10.2 3.0	769219 7.3 8.9	2705608 7.8 31.4
6 技術的支援 (5)	7038521 6.7	3279592 8.0 46.6	993374 5.9 14.1	326005 12.8 4.6	1319378 12.5 18.8	1120172 3.2 15.9
合計 (77)	105724785 100.0	41264527 100.0 39.0	16838249 100.0 15.9	2546450 100.0 2.4	10523960 100.0 10.0	34551599 100.0 32.7

注：(1) 6 重点分野の実施分野構成は INTERREG IIA と同様であると見られる。

(2) 上段は実数値 (Euro), 下段は負担割合。ただし左側は費用負担者毎の分野別構成比, 右側は分野毎の費用負担者別構成比。

(3) INTERREG IIIA (2000/01 ~ 2008) に対する EUREGIO, *Euregio Rhein-Waal*, *euregio-rhein-maas-nord* の 3 エウレギオによる初めての共同申請に対して, 欧州委員会は 2001 年 10 月 1 日に補助金枠を決定し, *EUREGIO* に対しては 4870 万ユーロの補助金枠を認可した。これに基づく *EUREGIO* の INTERREG IIIA 企画の総費用は 1 億 1140 万ユーロと見積もられている。2004 年末時点での実行総支出は 1 億 572 万ユーロであり, EU 補助金 4126 万ユーロであった。これは認可枠の 84.7%である。これについての詳細を示したのが表 VI-6 である。確定実績値ではなく暫定値であるとはいえ 85%を実施済みの時点のもので, とくに表 VI-5 との比較は十分に可能であると考えられる。

出所: EUREGIO, *EU-Gemeinschaftsinitiative INTERREG IIIA für die EUREGIO, Euregio Rhein-Waal und euregio rhein-maas-nord: Förderung aus dem Europäischen Fonds für Regionalentwicklung – EFRE-Nr.2000 RG 16 0 PC 021 –: 4. Durchführungsbericht für die EUREGIO (31.12.2004) : ZUSAMMENFASSUNG.*

③ INTERREG の費用分担について, 前述のように補完性原則に立ち, EC/EU の補助金は 50%を, 国・州政府の補助金は 30%を超えてならず, 地元自治体が 20%以上を自己負担しなければならないという基準がある。実際の負担割合の変化は, EC/EU が 38.3%→34.4%→39.0%, ドイツ側両州合計が 9.0%→11.5%→18.3%, ネーデルラントが 9.8%→16.0%→10.0%である。傾向的に上昇しているのはドイツ側両州であり, I, II 期ではネーデルラントを下回っていたのに, III 期では NRW だけでネーデルラントを上回るに至っている。とくに前者の急伸の結果 EU とドイツ側両州との負担割合の差は縮小傾向にあり, 負担割合における EU の両州に対する倍率は, I 期の 4.3 倍から III 期の 2.1 倍に半減している。これは INTERREG

を梃子に国境地域統治への関与を強めようとする EU と、ドイツ側地域に関して *EUREGIO* を梃子に国境地域統治の主導権確保を意図する州、とくに NRW との競合関係が発生していることを窺わせるものではなかろうか。

④他方で、ネーデルラントの負担割合は低迷している。これに対して *EUREGIO* はネーデルラント政府の協調助成に対する消極的な姿勢を批判して、次のように指摘している。「ネーデルラント経済省は本来の管轄分野に関わる企画にしか参画しない。例えば保健、環境、農業の企画のように他の管轄分野に関わる企画は経済省により助成されず、また当該諸官庁は通例国境を越える企画に参画しない⁴⁷⁾。」

⑤地元自治体等の負担割合は 42.9%→38.1%→32.7%と減少傾向にあり、Ⅰ・Ⅱ期では EU の負担割合を上回っていたのに、Ⅲ期では EU 負担割合を下回ってしまった。これは *EUREGIO* の EU および国・州への財政的依存度の増大を示唆するものである。これが補完性原則に合致する動きといえるのか疑問無しとしない。

⑥経費配分の比較的大きい事業分野で EC/EU からしても重点分野は、Ⅰ期では通信・情報網形成および技術革新・技術移転、Ⅱ・Ⅲ期では経済・技術・技術革新および資格教育・労働市場である。分野区分がⅠ期とⅡ・Ⅲ期とで異なるため正確な比較はできないが、EC/EU が一貫して重視しているのが、技術分野であることは疑いを入れない。Ⅰ期で独立の項目として立てられていた観光・休養分野が、Ⅱ・Ⅲ期では経済・技術・革新分野に組み入れられているので、Ⅰ期の技術革新・技術移転と観光・休養との両分野を合わせると、EC は助成総額の 43.4%をこれに投入したことになる。この構成比がⅡ期では 46.3%、Ⅲ期では 50.4%と傾向的に上昇しており、地場中小企業に対する技術移転に *EUREGIO* 向け INTER-REG の最大の重点が置かれていることがほぼ確かめられる。

ただ、なぜⅡ期以降中小企業の技術支援と観光・休養とが同一分野に組み込まれたのか疑問が残るが、これにはネーデルラント政府の意向が反映している可能性があり、検討の余地を残す。

⑦ EC/EU と対照的な動きを示すのが、NRW の配分比率である。Ⅰ期の通信・情報網形成および交通・輸送・構造基盤との両分野が合してⅡ・Ⅲ期の空間構造分野となったとみられるので、これへの同州の配分比率をみると、18.3%→34.0%→50.4%と傾向的に上昇している。これに対して技術分野への配分比率は 60.3%→36.6%→27.9% と傾向的に低落している。EC/EU 対 NRW という対抗図式でみると、EC/EU は技術分野に、NRW は空間構造に助成の重点を置くという違いが見られ、そのかぎりである程度補完関係が生じていることも見落としてはならない。

注

1) *Brockhaus Enzyklopädie* (19. Aufl.), Bd.6 (1988) には *Euregio* という項目があり、「これは

Europäische Region の省略形で、国境地域の自治体の非国政分野における国境を越える協力を指す概念である。西ヨーロッパには約 30 のかかる団体がある。」と解説している (625 頁)。これにより、*Euregio* が遅くとも 1980 年代までに西ドイツで類概念化していたことが窺われる。固有名詞としての *EUREGIO* は、後出の *Interessengemeinschaft Rhein-Ems* が 1965 年に主催した域内巡回展覧会の際に初めて公式に用いられ、これ以降、当該地域を指す名称として使われるようになったという。Silvia Raich, *Grenzüberschreitende und interregionale Zusammenarbeit in einem >Europa der Regionen<: Dargestellt anhand der Fallbeispiele Großregion Saar-Lor-Lux, EUREGIO und >Vier Motoren für Europa< - Ein Beitrag zum Europäischen Integrationsprozeß*, Baden-Baden 1995, 140 頁。普通名詞としての *euregio* との混同を避けるため、本稿では前者を *EUREGIO* と原語で、後者をエウレギオと片仮名で表記する。*euregio* はドイツ語発音ではオイレギオ、ネーデルラント語発音ではエーレヒオであり、他の国境地域でも同一の綴りがそれぞれ当該地域の母語で発音されている。日本語表記は中立性を守るためにラテン語発音でエウレギオとするのが望ましい。

ちなみに、新通貨単位 *EURO* は札面にラテン字およびギリシャ字で *EURO*, *EYPO* と併記されていることから、*EURO* が同綴異音の一種の表意文字になっていることが判る。したがって日本語では、「ユーロ」と英語発音で表記にするのではなく、中立性を守るために「エウロ」、または「ヨーロッパ」との整合性を図るために「ヨーロ」と表記するべきであっただろう。

- 2) 現在 567km に及ぶ国境の大部分は、1648 年の 베스트ファーレン条約によりネーデルラント連邦共和国の神聖ローマ帝国からの独立が承認されたことをもって確定した。Wichard Woyke, *Nordrhein-Westfalen und die Europäische Gemeinschaft*, Opladen 1990, 117 頁。しかし、国境の両側のカトリック、改革派、ルター派の住民集団はそれぞれ国境を越える交流を持続し、このような歴史的風土のなかで 18 世紀以来、ミュンスターラントからネーデルラント側に向かう行商が簇出して両側地域の経済的一体性を強めた。19 世紀には両側地域における農村亜麻織物工業と都市綿・毛織物工業との興隆および国境を越える双方向の資本移動により、国境を挟む一大繊維工業地帯が形成された。このような工業化の遺産の上に *EUREGIO* が成立したのである。
- 3) Friso Wielenga の指摘。Ute Schürings, *Zwischen Pommes und Praline*, Münster 2003, 25 頁からの引用。
- 4) 同上書, 29 頁。
- 5) Ernst Dauerlein, Die Rhein-Ruhr-Frage nach der Kapitulation, in : Walter Först (Hrsg.), *Ruhrgebiet und Neues Land*, Köln und Berlin 1968, 159 頁; Werner Milert, Die verschenkte Kontrolle – Bestimmungsgründe und Grundzüge der britischen Kohlenpolitik im Ruhrbergbau 1945-1948, in : Dietmar Petzina und Walter Euchner (Hrsg.), *Wirtschaftspolitik im britischen Besatzungsgebiet 1945-1949*, Düsseldorf 1984, 105 頁。ミレルトは、第二回ケベック会談でチャールがモーゲンソー案に賛成してみせたのは、ロウズベルトが西・北部獲得に固執することを封じるためだったと推測している。
- 6) Rolf Steiniger, Großbritannien und die Ruhr, in: Walter Först (Hrsg.), *Zwischen Ruhrkontrolle und Mitbestimmung*, Köln 1982, 36 頁。
- 7) 同上論文, 39-43 頁; Carsten Lüders, Die Regelung der Ruhrfrage in den Verhandlungen über die politische und ökonomische Stabilisierung Westdeutschlands 1947-1949, in : Petzina und Euchner, 前掲書, 98 頁。
- 8) Steiniger, 前掲論文, 39 頁; Dauerlein, 前掲論文, 161, 163 頁; Alan S. Miward, Großbritan-

- nien, Deutschland und der Wiederaufbau Westeuropas, in : Petzina und Euchner, 前掲書, 26, 34-36 頁 ; Falk Pingel, Die aufhaltsame Aufschwung – Die Wirtschaftsplanung für die britische Zone im Rahmen der außenpolitischen Interessen der Besatzungsmacht, in : Petzina und Euchner, 前掲書, 42-43 頁 ; Milert, 前掲論文, 105-106 頁。
- 9) Dauerlein, 前掲論文, 199-201 頁。
- 10) Steiniger, 前掲論文, 62 頁 ; Walter Först, Die Ära Arnold, in : Ders. (Hrsg.), *Politik und Landschaft*, Köln und Berlin, 1969, 240-243 頁。
- 11) 19 世紀後半にブリテン炭の優越に挑戦する形で興隆した「ルール石炭鉱業の蓄積基盤は、……ラインラント、ヴェストファーレンを中心とする西部地域およびオランダ市場にあった」という石垣信浩の指摘を参照。同『ドイツ鉱業政策史の研究－ルール炭鉱業における国家とブルジョアジー』御茶の水書房, 1988 年, 293 頁（付表Ⅱ, 301-303 頁も参照）。
- 12) Watanabe, Hisashi, Gründungsjahre der Rheinkammerunion – unter besonderer Berücksichtigung der Industrie- und Handelskammer zu Köln (1), in : *The Kyoto University Economic Review*, Vol. LVII, No.2, 1987, 4 頁。ライン商業会議所連盟は、ライン河を軸とする経済圏を再興するためのライン河沿い地域の商業会議所の国境を越える協力組織として, 1949 年に設立された。ロッテルダムに本拠を置き, 当初ライン河本流・支流に沿うネーデルラント, ベルギー, ルクセンブルク, 西ドイツ, フランス, オーストリア, スイス 7 カ国の 40 商工会議所が加盟した。今日これはローヌ河・ドーナウ河沿いの商業会議所も包括する全ヨーロッパ的組織「ヨーロッパ商工会議所連盟ライン・ローヌ・ドーナウ・アルプス」(Union europäischer Industrie- und Handelskammern Rhein, Rhône, Donau, Alpen) に拡大し, 1999 年現在 80 会議所を擁している。渡辺「越境する地域－ライン河流域－」, 同『ヨーロッパの発見』, 297-301 頁をも参照。
- 13) Milward, 前掲論文, 32 頁。彼によれば, 1948 年以後の西ドイツ経済の急速な復興にともなう輸入の増大から最大の恩恵を受けたのがネーデルラントであった。
- 14) Roland Hoederath, *Großbritannien und das internationale Rheinregime*, Berlin 1981, 101-113 頁。
- 15) CCNR, *Rapport 1991-1995*, Tome 1, 22 頁。
- 16) Keetie E. Sluyterman, *Dutch enterprise in the Twentieth Century – Business strategies in a small open economy* -, Oxon 2005, 23 頁。
- 17) インドネシア独立戦争の経過は, 浦野起央編著『20 世紀世界紛争事典』三省堂, 2000 年, 235-239 頁による。
- 18) Andeweg and Irwin, 前掲書, 9, 205 頁 ; Sluyterman, 前掲書, 168 頁。
- 19) Sluyterman, 前掲書, 24-28 頁。
- 20) 同上書, 44-45, 100 頁。
- 21) 同上書, 104-105, 173 頁。ちなみに国民所得に占める対植民地投資収益の比率は 1938 年に 8% であったが, 1940 年代末～1950 年代初に 2-3% に低下したという。同上書, 170 頁。
- 22) 同上書, 166 頁。
- 23) Andeweg and Irwin, 前掲書, 211-212 頁。
- 24) Steiniger, 前掲論文, 62 頁。
- 25) EEC 設立過程でベネルクス関税同盟が先行事例もしくは助産婦としての役割を果たしたことにについては, 小島, 前掲論文, 147-154 頁 ; 小久保康之「ベネルクス三国－欧州統合と小国外交－」, 百瀬宏編『ヨーロッパ小国の国際政治』東京大学出版会, 1990 年, 26-40 頁を参照。

- 26) Andeweg and Irwin, 前掲書, 205 頁。
- 27) Friso Wielenga, Alfred Mozer und die deutsch-niederländischen Beziehungen, in : Walter Mühlhausen, et al. (Hrsg.), *Grenzgänger : Persönlichkeiten des deutsch-niederländischen Verhältnisses : Horst Lademacher zum 65. Geburtstag*, Münster 1998, 215 頁以下参照。
- 28) Raich, 前掲書, 140 頁。
- 29) Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch 2005 für die Bundesrepublik Deutschland*, Wiesbaden 2005.
- 30) *European Union - Encyclopedia and Directory - 2006*, London and New York, 2005, 546 頁。
- 31) この協定はネーデルラントの発議に基づき, ドイツ連邦政府の了解を得て, ネーデルラント政府と NRW・Nds 両ラント政府との代表者の交渉によるものである。しかし, 協定原案がほぼ確定した時になってドイツ連邦政府は, 基本法第 32 条第 1 項 (外国との諸関係の処理は, 連邦の任務である) を根拠に, 両ラント政府の協定締結権を認めないと言明し, 協定に対する同意を拒否した。これに対抗して両ラント政府は, 同条第 3 項 (ラントは, 立法について権限を有している限度において, 連邦政府の同意を得て, 外国と条約を締結することができる) に拠り, ラントの条約締結権を主張した。結局, 国境を越える協力の長年の実績に鑑みて, この協定に両ラントだけでなく, 連邦も署名することで妥協が成立した。Raich, 前掲書, 579-580 頁。ここにもエウレギオをめぐる連邦と州との対抗関係が露呈している。
- 32) 2005 年 11 月 28 日に *Euregio Maas-Rijn* の事務局 (マーストリヒト) を再訪し聴き取り調査を行った際, この可能性についての筆者の質問に対し, 「その通りだ。EU はドイツ・ネーデルラント間のエウレギオを一つにまとめたがっているのだ。」という回答があった。
- 33) 年代確認は, Desmond Dinan (ed.), *Encyclopedia of the European Union*, Updated Ed., 2000, の *Cohesion Policy*, *Delors I* 等の項目による。
- 34) Commission of the European Communities, *Portrait of the Regions*, Vol.1, 1993, 90-91, 102-103, 214-219 頁。
- 35) アンホルト協定に基づき *EUREGIO* を目的組合にする案が検討されたが, グローナオの事務局に勤務する 12 人のネーデルラント側職員に対する課税・社会保障問題でそれが困難であることが判り, 代替案として *Kommunalgemeinschaft Rhein-Ems e.V.* を *EUREGIO e.V.* (登記社団=私法人) に改組し, これに従来の *EUREGIO* の機関を承継させて事実上, 目的組合 (公法人) として機能させることになったという。ただし, ネーデルラント側の自治体は法的に私法人に加盟することができないので, 厳密に言えば加盟団体総会はドイツ側自治体のみで構成されるべきことになると言われる。ミュンスター市の Detlef Weigt 氏提供の文書 (Dezernat Obm, Vorlagen-Nr.: 569/99, Datum: 16.05.1999: ミュンスター市長から市議会へ提出されたミュンスター市の *EUREGIO e.V.* への正式加盟に関する議案) による。Weigt 氏のご厚意に記して謝意を表す。
- 36) Woyke, 前掲書, 116 頁; Raich, 前掲書, 141-143 頁; Manfred Miosga, *Europäische Regionalpolitik in Grenzregion: Die Umsetzung der INTERREG-Initiative am Beispiel des nordrhein-westfälischen Grenzraums*, Passau 1999, 90 頁。Miosga は *IG Rhein-Ems* の設立を 1953 年とし, また 1958 年に国境を越える接触が軌道に乗り, 1968 年に *T.O.G.* および *IG Rhein-Ems* の「作業部会」がエンスヘデにおいて会合したことが, 今日の *EUREGIO* の核を形成していると, Kolck (1992: 筆者未見) にしたがって述べている。また, Woyke はそれぞれの国の中心地域に対する遅れを取り戻すことが喫緊事であったので, 国境を越える接触は何よりも経済面に重点が置かれ

ていたと指摘している。

- 37) 「1958年に国境を越える協力が制度化され、これは1965年から *EUREGIO* の名をもって行われている。」Woyke, 同上。
- 38) 以下は主として、Weigt氏提供文書に附された *EUREGIO e.V.*の定款および *EUREGIO, EU-Gemeinschaftsinitiative INTERREG-II für die EUREGIO: Förderung aus dem Europäischen Fonds für Regionalentwicklung - EFRE Nr.94/00/10/020 - Endbericht 31.12.2001*, Gronau 2002, 1-6 頁による。
- 39) *EUREGIO* の定款および営業規則にも私法が適用される。Raich, 前掲書, 144 頁。
- 40) Woyke, 前掲書, 122-123 頁; Raich, 前掲書, 149-150 頁。
- 41) Raich, 前掲書, 152-154 頁; *EUREGIO, ALMANACH/ALMANAK*, 1998/1999, 36-39 頁。
- 42) 渡辺「エウレギオとEU国境地域政策」, 『日本EU学会年報』第22号, 2002, 274-275 頁。
- 43) 前掲のミュンスター市文書によると, *Kommunalgemeinschaft Rhein-Ems e.V.*もしくはその後継団体たる *EUREGIO e.V.*の年分担金額は, 1999年に住民一人当たり0.56DMであった。0.56DMは固定交換比率で換算すると0.2863ユーロになる。*EUREGIO*の住民数は320万人だから, 年間分担金収入は915200ユーロになる。*EUREGIO*のINTERREG IIA企画(1994～1999)6年間の総額は, 後出の表VI-5にみるように64029920ユーロであったから, 単純平均すると10671653/年ユーロになる。これは実に*EUREGIO*の年間分担金収入の11.7倍に上る。*EUREGIO*財政にとりINTERREGがいかに重い意味を持つに至ったかが窺われる。
- 44) *EUREGIO, Erläuterungen zu dem Satzungsentwurf des EUREGIO e.V.*, 09.03.1999.
- 45) *EUREGIO, ALMANACK*, 32, 36 頁; *EUREGIO, Endbericht*, 5 頁。
- 46) EUの国境地域政策の対象となる国境を越える地域間協力には3形態があり, 国境を挟んで隣接する地域間の包括的協力(Cross-Border Cooperation)を支援するのが, I, II A, III Aであり, 必ずしも隣接しない地域間の特定事業企画に関わる協力(Interregional Cooperation)を支援するのが, II B, III Cであり, 単一の目的のための広域にわたる多国間協力(Transnational Cooperation)を支援するのが, II C, III Bである。第三形態がIIより導入され, また, IIとIIIでBとCとが入れ替わったことに注意。渡辺, 前掲論文, 264-265 頁。
- 47) *EUREGIO, 4. Durchführungsbericht INTERREG IIIA*.

【附記】本稿は前稿に引き続き2003-2004年度東京経済大学個人研究費(B)「EU経済圏の統合と分化」による研究成果の一部である。

資 料

ノルトライン・ベストファーレン州，ニーダーザクセン州，
ドイツ連邦共和国，ネーデルラント王国の間の
自治体および他の公共団体の国境を越える協力に関する協定

(Abkommen zwischen dem Land Nordrhein-Westfalen, dem Land Niedersachsen,
der Bundesrepublik Deutschland und dem Königreich Niederlande über grenzüberschrei-
tende Zusammenarbeit zwischen Gebietskörperschaften und anderen öffentlichen Stellen)

ノルトライン・ベストファーレン州，ニーダーザクセン州，ドイツ連邦共和国，ネーデルラント王国は，1980 年 5 月 21 日にマドリドで締結された自治体間の国境を越える協力に関するヨーロッパ大綱協定において提示された，国境を越える協力が生み出す利益を自覚し，これらの自治体および他の公共団体のために公法上の基盤の上で協力する可能性を創り出すことを願って，以下を協定した。

第 1 条 適用範囲

1. この協定は以下に適用される。

- (1) ネーデルラント王国では県 (provincies) および市町村 (gemeenten)，
- (2) ニーダーザクセン州では市町村 (Gemeinden)，基礎自治体連合 (Samtgemeinden) 地方郡 (Landkreise)，
- (3) ノルトライン・ベストファーレン州では市町村 (Gemeinden)，郡 (Kreise)，広域組合 (Landschaftsverbände)，ルール地域自治体連合 (Kommunalverband Ruhrgebiet)

2. 直近の 1990 年 12 月 13 日の法律によって改正された 1984 年 12 月 20 日の「共同規制に関する法律」(de Wet gemeenschappelijke regelingen) の第 8 条の意味における「公共団体」(Openbare Lichaamen) および目的組合 (Zweckverbände) は，その国内法に則った組織定款が認める場合は，国境を越える協力に参加できる。

3. いずれの締約国も他の締約国の了解のもとに，本協定の諸規定が追加的に適用されるべき他の自治体を指定することができる。

4. 第 3 項は，その他の公法上の法人の参加が国内法に則り認められ，国境を越える協力の形態に国内の自治体も参加しているときは，その他の公法上の法人に適用される。

この前提のもとで私法人の参加も，第 6 条による協力を除き認められる。

「地域のヨーロッパ」の再検討（２）

- ５．本協定は、ドイツのみまたはネーデルラントのみの公共団体が参加している協力形式には適用されない。
- ６．本協定で言う公共団体とは、第１，２，３項で挙げられた公共団体ならびに第４項で挙げられた公・私法人である。

第２条 協力の目的と形態

- １．国境を越える協力という手段によってその任務の経済的および合目的的達成を図るために、公共団体は国内法によりこれに帰属する権限の範囲内で、本協定に基づき協働することができる。
- ２．協力は私法上与えられた可能性を害することなく以下によって行われる：
 - （１）目的組合の結成，
 - （２）公法上の協約（Öffentlich-rechtliche Vereinbarung）の締結，
 - （３）自治体間の事業共同体（Kommunale Arbeitsgemeinschaften）の結成。

第３条 目的組合

- １．公共団体は、これらにそれぞれ適用される国内法に則って、一つの公法団体により引き受けられることが認められる諸任務を共同で果たすために、目的組合を結成することができる。
- ２．目的組合は公法団体である。これは権利能力を有する。
- ３．本協定が別段の規定を設けない限り、目的組合にはこれが所在する締約国の法規定が適用される。

第４条 目的組合の規約および内部構造

- １．目的組合の結成のために参加公共団体は組合規約（Verbandssatzung）を協定する。
- ２．目的組合の機関は組合総会（Verbandsversammlung）および組合理事会（Verbandsvorstand）である。

組合規約はそれぞれ適用される国内法に従って、このほかの機関の規定を設けることができる。
- ３．組合規約は以下に関する規定を含まなければならない：
 - （１）組合構成員，
 - （２）目的組合の任務と権限，
 - （３）目的組合の名称と所在地，
 - （４）目的組合の諸機関の管轄権限および諸機関における公共団体代表者の数，
 - （５）招集手続き，

- (6) 採決に必用な多数,
- (7) 会議の公開,
- (8) 議事録の言語と書式,
- (9) 組合総会における公共団体の代表者が, これを派遣した公共団体の諸機関に情報を与える方式,
- (10) 組合総会における公共団体の代表者が, これを派遣した公共団体により, 組合総会の範囲内におけるその活動に対して責任を問われるときの方式,
- (11) 組合規約を締結した公共団体に対して, 組合総会が情報を提供する方式,
- (12) 会計方式,
- (13) 組合構成員の納付金の確定,
- (14) 組合構成員の加入および脱退,
- (15) 目的組合の解散,
- (16) 目的組合の解散後の清算。

組合規約はこの他の規定を設けることができる。

4. 組合規約の改定は, 組合総会において公共団体代表者の定足数の 2/3 以上を要する。

組合規約は追加的条件を設けることができる。

5. 組合総会への公共団体の代表者派遣は, それぞれの国の国内法に従う。本協定が別段の取決めをしない限り, 代表者を派遣した公共団体に応じた代表者の権利と義務と同じことが適用される。

第5条 第三者に対する目的組合の権限

- 1. 目的組合は, 法規範または行政行為により第三者に義務を課すことはできない。
- 2. 目的組合の構成員は, その国内法に基づく権限の範囲内で目的組合の任務を果たすために必用な措置を講じる義務を, 目的組合に対して負う。

第6条 公法上の協約

- 1. 公共団体は, 協約締結が参加する公共団体の国内法により認められるときは, 相互に公法上の協約を締結することができる。協約は文書によらなければならない。
- 2. 公法上の協約により, とくに, 一つの公共団体が他の公共団体の任務を後者の名義で, またその指図に従い, 指図権限を有する公共団体の国内法に従って引き受けることを規定することができる。他の公共団体の任務を自らの名義で引き受ける協約は, 結ぶことができない。
- 3. 公法上の協約は, 関与した公共団体間の関係に比例した, 第三者に対する責任の免除の可否, およびその可能な範囲に関する規定を含まなければならない。

「地域のヨーロッパ」の再検討（２）

- ４．公法上の協約は、協力の終了のための条件に関する規定を含まなければならない。
- ５．本協定において別段の規定が設けられない限り、その領域内において協約から生ずるそれぞれの義務が果たされるべき締約国の法が適用される。

第７条 自治体間の事業共同体

- １．公共団体は文書による協約に基づき、自治体間の事業共同体を結成することができる。自治体間の事業共同体は取り決められた協約に従い、その構成員に共通に関わる諸問題について協議する。
- ２．自治体間の事業共同体は、構成員または第三者を拘束する決定を行うことはできない。
- ３．協約は以下に関する規定を含まなければならない：
 - （１）自治体間の事業共同体が活動すべき任務領域、
 - （２）事業共同体の執行、
 - （３）事業共同体の所在地。
- ４．本協定において別段の規定が設けられない限り、自治体間の事業共同体には事業共同体がその所在地を置く締約国の法が適用される。

第８条 国境を越える協力の措置を実効あらしめる諸条件

- １．第２条第２項に規定された協力の諸形態は、以下に関する参加公共団体の国内法の規定が遵守されたときにのみ、法的拘束力を持つ合意および変更ができる。
 - （１）公共団体の諸機関の管轄と議決、
 - （２）形式要件、
 - （３）認可、
 - （４）公告。
- ２．第１条の意味における公共団体は、他の締約国に所在する公共団体に前第１項の要件を知らしめなければならない。

第９条 監督

- １．国内法が規定しているときは、参加公共団体は自らが参加している、第２条第２項にしたがった協力形態の創設、変更、終了に関して、その監督官庁に報告する。
- ２．締約国の管轄官庁の、その監督の許にある公共団体に対する監督権限は侵害されない。
- ３．本協定により結成された目的組合および自治体間の事業共同体は、それらが所在する締約国の監督官庁が国内法に従い管轄する。監督官庁は、目的組合または自治体間の

事業共同体に属する他の締約国のすべての公共団体の利益を守る努力を払う。

4. 前第 3 項により管轄する監督官庁および参加した公共団体を管轄する他の締約国の監督官庁は、要請によりあらゆる情報を提供し、かつその監督活動についてこれが協力に影響を及ぼすかぎり、その主要な手段と成果とを相互に知らせ合う。目的組合または自治体間の事業共同体に関わる監督措置は、これらが延期できないものでなければ、他の締約国の管轄監督官庁との合意を得るときに限り実施されうる。
5. 一つの締約国の監督官庁は第 6 条に従う協力に関わる措置を講ずる前に、これが延期できないものでなければ、他の締約国の管轄監督官庁に合意を得るためにこれを知らせる。

第 10 条 出訴および第三者からの請求

1. その利益のために、またはその名でもって、一つの目的組合または他の一つの公共団体が任務を負う一つの公共団体に対して、第三者は、その任務が国境を越える協力の手段でもって果たされないとみなされるときは、第三者に帰属するすべての請求権を留保する。出訴は、その任務が果たされた公共団体が所属する締約国の法に従う。
2. 前第 1 項により義務を負う公共団体とともに、任務を負う目的組合または公共団体も責任を負う。これらに対する請求は、これらが所在する締約国の法に従って行われる。
3. 第 1 項による請求が、目的組合がその利益のために行為してきた一つの公共団体に対して提起されるときは、目的組合はこの公共団体に対してこれを第三者に対する責任から免除する義務を負う。請求が第 6 条による協約に基づき行為してきた公共団体に向けられるときは、当該両公共団体の間の責任配分に対して、第 6 条第 3 項により協約に含まれる規定が適用される。

第 11 条 公共団体間の係争の際の出訴

1. 国境を越える協力に基づく公共団体、目的組合、自治体間の事業共同体の間に公法上の係争が生じたときは、出訴は被告の所在地である締約国の規定に従う。
2. 関与した公共団体は仲裁協定を結ぶことができる。

第 12 条 適用範囲条項

ネーデルラント王国に関して、この協定はヨーロッパに存する領土にのみ適用される。

第 13 条 効力発生

本協定は、最後に批准した国（der letzte Unterzeichnerstaat）が他の既批准国に、本協

定の効力発生のために必用な国内要件が満たされたと通告した日から１ヵ月後の最初の日に、効力を発生する。

第 14 条 有効期間および解約

- １．本協定は無期限とする。
- ２．いずれの締約国も暦年で２年間の告知期間をもって、他の締約国に対して文書で解約を告知できる。
- ３．ニーダーザクセン州またはノルトライン・ベストファーレン州が解約しても、本協定は他の締約国に効力を保つ。両州の一による解約の場合は、他の州は解約期限の後の２ヵ月以内に続いて解約することを告知できる。
- ４．本協定が解約されても、本協定の効力喪失前に有効であった協力の諸措置および協力形態に直接関わる本協定の諸規定は、解約によって侵害されない。

これの証明のために、これに相応する資格を有する本協定の全権委任者が署名した。

1991 年 5 月 23 日イセルブルクーアンホルトで締結された本協定の、ドイツ語およびネーデルラント語による 4 通の原本は、いずれの文言もひとしく拘束力を有する。

ノルトライン・ベストファーレン州のために

ヨハネス・ラオ (Johannes Rau) [署名]

ニーダーザクセン州のために

ゲルハルト・シュレーダー (Gerhard Schröder) [署名]

ドイツ連邦共和国のために

ハンス・ディートリヒ・ゲンシャー (Hans-Dietrich Genscher) [署名]

ネーデルラント王国のために

H. ファン・デン・ブルク (H. van den Broek) [署名]

I. ダーレス (I. Dales) [署名]

注：以上は、Euregio Rhein-Waal から提供されたドイツ語正文による協定の全訳である。

法学の専門家でない筆者の和訳には、不適切な箇所が少なからずあると思われるので、専門家からのご指摘、ご教示を期待する。